

広島県知事 湯崎英彦

広島県手数料条例等の一部を改正する条例

第一条 広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

改正後			改正前		
別表（第二条関係）			別表（第二条関係）		
法律名	事務の区分	手数料の名称	法律名	事務の区分	手数料の名称
建築基準法（第八十七條第一項（昭和二十五年）の法律第二十二号。以下この項において「法」という。）	法第六條第一項（法第八十七條第一項の規定において準用する場合を含む。）の建築等による建築物の建設等の確認の申請に対する審査	建築物の確認申請手数料	建築基準法（第八十七條第一項（昭和二十五年）の法律第二十二号。以下この項において「法」という。）	法第六條第一項（法第八十七條第一項の規定において準用する場合を含む。）の建築等による建築物の建設等の確認の申請に対する審査	建築物の確認申請手数料
		金 額			金 額
		床面積の合計（建築物の建築（準法）移転を除く。以下この項において「移転等」という。）をそれぞれ			床面積の合計（建築物の建築（準法）移転を除く。以下この項において「移転等」という。）をそれぞれ
		において、当該建築又は移転等に係る部分の床面積（これらのうち、建築物の移転等に係るものの場合においては、当該移転等に係る部分の床面積の二分の一とし、確認を受けた建築物の計画の変更をする建築物の建築又は移転等に係るものの場合においては、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（建築の場合において床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積			において、当該建築又は移転等に係る部分の床面積（これらのうち、建築物の移転等に係るものの場合においては、当該移転等に係る部分の床面積の二分の一とし、確認を受けた建築物の計画の変更をする建築物の建築又は移転等に係るものの場合においては、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（建築の場合において床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積

積とする。）をいう。一から十までにおいて同じ。）の一分から十までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額	一 額	床面積の合計が三〇平方メートル以内のもの	八、	〇〇〇円（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号。以下この項において「基準省令」という。）第一	条第一項第二号イ②及びロ	②の基準（以下この項において「仕様基準」という。	）又は第十条第二号イ②及びロ②の基準（以下この項において「誘導仕様基準」という。）に適合させる一戸建ての住宅等（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下この項において「令」という。	）第百三十条の三に規定する兼用住宅を含む。以下この項において同じ。）の場合、合にあつては、一五、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、二〇、〇〇〇円）	二 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの	一九、	〇〇〇円（仕様基準又は誘
--	-----	----------------------	----	--	--------------	--------------------------	---	--	------------------------------------	-----	--------------

積とする。）をいう。一から九までにおいて同じ。）の一分から九までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額	一 額	床面積の合計が三〇平方メートル以内のもの	七、	〇〇〇円
二 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの	一三、	〇〇〇円		

導仕様基準に適合させる一戸建ての住宅等の場合にあつては、三三、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、四五、〇〇〇円）	三 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの三	一、〇〇〇円（仕様基準又は誘導仕様基準に適合せる一戸建ての住宅等の場合にあつては、四五、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、五七、〇〇〇円）	四 床面積の合計が二〇〇平方メートルを超え三〇〇平方メートル以内のもの三	四、〇〇〇円（仕様基準又は誘導仕様基準に適合せる一戸建ての住宅等の場合にあつては、五〇、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、六〇、〇〇〇円）	五 床面積の合計が三〇〇平方メートルを超え五〇〇平方メートル以内のもの三	六、〇〇〇円（仕様基準又は誘導仕様基準に適合せる一戸建ての住宅等の場合にあつては、五二、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、七七、
---	---	--	---	--	---	---

九、〇〇〇円	三 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの一	四 床面積の合計が二〇〇平方メートルを超え五〇〇平方メートル以内のもの二	六、〇〇〇円
--------	---	---	--------

六	〇〇〇円） 計が五〇〇平方メートルを 超え一、〇〇〇平方メートル 以内のもの 五〇、〇〇〇円（仕様基 準又は誘導仕 様基準に適合 させる一戸建 ての住宅等の 場合にあつて は、六六、〇 〇〇円、一戸 建ての住宅等 以外の場合に あつては、九 一、〇〇〇円	七	床面積の合 計が一、〇〇 〇平方メート ルを超え二、 〇〇〇平方メ ートル以内の もの六九、 〇〇〇円（仕 様基準又は誘 導仕様基準に 適合させる一 戸建ての住宅 等の場合にあ つては、八五 〇〇〇円、一 戸建ての住宅 等以外の場合 にあつては、 一〇、〇〇〇 円）	八	床面積の合 計が二、〇〇 〇平方メート ルを超え一〇、 〇〇〇平方メ ートル以内の もの二〇〇、 〇〇〇円（仕 様基準又は誘 導仕様基準に 適合させる一 戸建ての住宅 等の場合にあ つては、二一 六、〇〇〇円、 一戸建ての住 宅等以外の場 合にあつては、 二七〇、〇〇 〇円）	九	床面積の合 計が一〇、〇 〇〇平方メー トルを超え五 〇、〇〇〇平 方メートル以
---	--	---	--	---	---	---	---

五	床面積の合 計が五〇〇平 方メートルを 超え一、〇〇 〇平方メート ル以内のもの 四六、〇〇 〇円	六	床面積の合 計が一、〇〇 〇平方メート ルを超え二、 〇〇〇平方メ ートル以内の もの六五、 〇〇〇円	七	床面積の合 計が二、〇〇 〇平方メート ルを超え一〇、 〇〇〇平方メ ートル以内の もの一九〇、 〇〇〇円	八	床面積の合 計が一〇、〇 〇〇平方メー トルを超え五 〇、〇〇〇平 方メートル以
---	--	---	--	---	--	---	---

[illegible]

法第八十七條の四に建築設備の確認申請手数料	法第八十八條第一項において準用する法第六條第一項の規定による建築設備の設置の確認の申請に対する審査	法第八十八條第一項又は第二項において準用する法第六條第一項の規定による工作物の築造の確認の申請に対する審査	法第八十八條第一項又は第二項において準用する法第六條第一項の規定による工作物の確認申請手数料	構造計算適合性判定手数料	法第六條の三第一項又は第十八條第五項の規定による法第六條の三第一項に規定する構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）				
						一 建築設備を設置する場合（二に掲げる場合を除く。） （一）〇円（小荷物専用昇降機については九、〇〇〇円） 二 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 合 一、〇〇円（小荷物専用昇降機については六、〇〇〇円） 一 工作物を築造する場合（二に掲げる場合を除く。） 一四、〇〇円 二 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 八、〇〇〇円			
法第八十七條の四に建築設備の確認申請手数料	法第八十八條第一項において準用する法第六條第一項の規定による建築設備の設置の確認の申請に対する審査	法第八十八條第一項又は第二項において準用する法第六條第一項の規定による工作物の築造の確認の申請に対する審査	法第八十八條第一項又は第二項において準用する法第六條第一項の規定による工作物の確認申請手数料	構造計算適合性判定手数料	法第六條の三第一項又は第十八條第五項の規定による法第六條の三第一項に規定する構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）				
						一 建築設備を設置する場合（二に掲げる場合を除く。） （一）〇円（小荷物専用昇降機については九、〇〇〇円） 二 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 合 一、〇〇円（小荷物専用昇降機については五、〇〇〇円） 一 工作物を築造する場合（二に掲げる場合を除く。） 一三、〇〇円 二 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 七、〇〇〇円			

[illegible]

は、一、二、〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあっては、一六、〇〇〇円	二 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの一戸建ての住宅等の場合にあつては、一八、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあっては、二〇、〇〇〇円	三 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの一戸建ての住宅等の場合にあつては、二二、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあっては、二四、〇〇〇円	四 床面積の合計が二〇〇平方メートルを超え三〇〇平方メートル以内のもの一戸建ての住宅等の場合にあつては、三〇、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあっては、三二、〇〇〇円	五 床面積の合計が三〇〇平方メートルを超え五〇〇平方メートル以内のもの一戸建ての住宅等の場合にあつては、三二、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあっては、三八、〇〇〇円
--------------------------------------	---	--	--	--

	二 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの一三、〇〇〇円	三 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの一七、〇〇〇円	四 床面積の合計が二〇〇平方メートルを超え五〇〇平方メートル以内のもの二三、〇〇〇円	
--	---	--	--	--

六	床面積の合計が五〇〇平方メートルを超える	七	床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超える二、〇〇〇平方メートル以内のもの	八	床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超える一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの	九	床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超える五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの	十	床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超える
六	は、六六、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の住宅等にあつては、五五、〇〇〇円	七	は、六六、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の住宅等にあつては、五五、〇〇〇円	八	は、一四七、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の住宅等にあつては、一四七、〇〇〇円	九	は、二二七、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の住宅等にあつては、二二七、〇〇〇円	十	は、二五〇、〇〇〇円

五	床面積の合計が五〇〇平方メートルを超える	六	床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超える二、〇〇〇平方メートル以内のもの	七	床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超える一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの	八	床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超える五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの	九	床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超える
五	は、四〇、〇〇〇円	六	は、五六、〇〇〇円	七	は、一三〇、〇〇〇円	八	は、二二〇、〇〇〇円	九	は、二五〇、〇〇〇円

					法第七条の第三項 建築物の完了 の特定工程を含む建築検査申請手数料 建築物についての法第料（特定工程 七条第一項の規定にを含む建築物 による建築物の完了検査 査の申請に対する審査				
三 床面積の合 計が一〇〇平方 メートルを 超え二〇〇平方 メートル以内 のもの 戸建ての住宅					一 床面積の合 計（建築物の 建築又は移転 等（用途の変 更をする場合 を除く。）を する場合のそ れぞれにおい て、当該建築 又は移転等に 係る部分の床 面積（これら のうち、建築 物の移転等に 係るもの場合 合においては、 当該移転等に 係る部分の床 面積の二分の 一とする。） をいう。二か ら十までにお いて同じ。） が三〇平方メ ートル以内の もの 戸建ての住宅等 の場合にあつて は、一〇、〇 〇〇円、一戸 建ての住宅等 以外の場合に あつては、一 五、〇〇〇円				
二 床面積の合 計が三〇平方 メートルを超 え一〇〇平方 メートル以内 のもの 戸建ての住宅等 の場合にあつ ては、一七、 〇〇〇円、一 戸建ての住宅 等以外の場合 にあつては、 一九、〇〇〇 円					〇円、四七〇、〇〇 〇円				
					法第七条の第三項 建築物の完了 の特定工程を含む建築検査申請手数料 建築物についての法第料（特定工程 七条第一項の規定にを含む建築物 による建築物の完了検査 査の申請に対する審査				
三 床面積の合 計が一〇〇平方 メートルを 超え二〇〇平方 メートル以内 のもの 戸建ての住宅					一 床面積の合 計（建築物の 建築又は移転 等（用途の変 更をする場合 を除く。）を する場合のそ れぞれにおい て、当該建築 又は移転等に 係る部分の床 面積（これら のうち、建築 物の移転等に 係るもの場合 合においては、 当該移転等に 係る部分の床 面積の二分の 一とする。） をいう。二か ら九までにお いて同じ。） が三〇平方メ ートル以内の もの 〇〇〇円				
二 床面積の合 計が三〇平方 メートルを超 え一〇〇平方 メートル以内 のもの 〇〇〇円					〇〇〇円、四三〇、 〇〇〇円				

等の場合にあつては、二一、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、二一、〇〇〇円	四	床面積の合計が二〇〇平方メートルを 超え三〇〇平方メートル以内のもの一戸建ての住宅等の場合にあつては、二九、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、三〇、〇〇〇円	五	床面積の合計が三〇〇平方メートルを 超え五〇〇平方メートル以内のもの一戸建ての住宅等の場合にあつては、三一、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、三七、〇〇〇円	六	床面積の合計が五〇〇平方メートルを 超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの一戸建ての住宅等の場合にあつては、四七、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、五三、〇〇〇円	七	床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを 超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの一戸建ての住宅等の場合にあつては、六三、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、六三、〇〇〇円
--	---	--	---	--	---	--	---	--

二、〇〇〇円	四	床面積の合計が二〇〇平方メートルを 超え五〇〇平方メートル以内のもの二、〇〇〇円		五	床面積の合計が五〇〇平方メートルを 超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの三八、〇〇〇円	六	床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを 超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの五三、〇〇〇円
--------	---	---	--	---	--	---	--

[illegible]

[illegible][illegible]

を^十五〇、 〇〇〇平方メ ートル以内の もの、一戸建 ての住宅等の 場合にあつて は、二一五、 〇〇〇円、一 戸建ての住宅 等以外の場合 にあつては、 三〇〇、〇〇 〇円	十 中間検査を 行う部分の床 面積の合計が 五〇、〇〇〇 平方メートル を超えるもの 一戸建ての 住宅等の場合 にあつては、 四二五、〇〇 〇円、一戸建 ての住宅等以 外の場合にあ つては、五一 〇、〇〇〇円	(略)	(略)	法第十八条第二項（建築物の計画 法第八十七条第一項 通知手数料 において準用する場合を含む。）の規定 による建築物の建築 等の計画の通知に対 する審査
を^九五〇、 〇〇〇平方メ ートル以内の もの、一戸建 ての住宅等の 場合にあつて は、二一五、 〇〇〇円、一 戸建ての住宅 等以外の場合 にあつては、 三〇〇、〇〇 〇円	九 中間検査を 行う部分の床 面積の合計が 五〇、〇〇〇 平方メートル を超えるもの 三九〇、〇 〇〇円	(略)	(略)	法第十八条第二項（建築物の計画 法第八十七条第一項 通知手数料 において準用する場合を含む。）の規定 による建築物の建築 等の計画の通知に対 する審査

一	床面積の合計が三〇平方メートル以内のもの	八、〇〇〇円（仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合であつて、一戸建ての住宅等の場合にあつては、一五、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、二〇、〇〇〇円）	二	床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの	一九、〇〇〇円（仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合であつて、一戸建ての住宅等の場合にあつては、二三、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、四五、〇〇〇円）	三	床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの	三一、〇〇〇円（仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合であつて、一戸建ての住宅等の場合にあつては、四五、〇〇〇円）	四	床面積の合計が二〇〇平方メートルを超え三〇〇平方メートル以内のもの	三六、〇〇〇円（仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合であつて、一戸建ての住宅等の場合にあつては、五七、〇〇〇円）
---	----------------------	--	---	----------------------------------	---	---	-----------------------------------	--	---	-----------------------------------	--

一	床面積の合計が三〇平方メートル以内のもの	七、〇〇〇円	二	床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの	一三、〇〇〇円	三	床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの	一九、〇〇〇円	四	床面積の合計が二〇〇平方メートルを超え五〇〇平方メートル以内のもの	二六、〇〇〇円
---	----------------------	--------	---	----------------------------------	---------	---	-----------------------------------	---------	---	-----------------------------------	---------

準に適合させる場合であつて、一戸建ての住宅等の場合にあつては、五〇、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、六〇、〇〇〇円)	五 床面積の合計が三〇〇平方メートルを超え五〇〇平方メートル以内のもの三六、〇〇〇円	(仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合であつて、一戸建ての住宅等の場合にあつては、五二、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、七七、〇〇〇円)	六 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの五〇、〇〇〇円(仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合であつて、一戸建ての住宅等の場合にあつては、六六、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、九一、〇〇〇円)	七 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの六九、〇〇〇円(仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合であつて、一戸建ての住宅等の場合にあつては、八
--	---	--	---	---

五、〇〇〇円	一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、	八	床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの、二〇〇〇円（仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合であつて、一戸建ての住宅等の場合にあつては、二一六、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、二七〇、〇〇〇円）	九	床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの、三〇、〇〇〇円（仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合であつて、一戸建ての住宅等の場合にあつては、三四六、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、四一〇、〇〇〇円）	十	床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの、六四〇〇〇円（仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合であつて、一戸建ての住宅等の場合にあつては、六五六、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、七二〇、
七	床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの、一九〇〇〇円	八	床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの、三〇、〇〇〇円	九	床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの、六〇〇〇円		

法第十八条第二項（建築物の計画において準用する場合を含む。）の規定による建築物の建築等計画に法第八十七條の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査	法第十八条第二項（建築物の計画において準用する場合を含む。）の規定による建築物の建築等計画に法第八十七條の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査	法第十八条第二項（建築物の計画において準用する場合を含む。）の規定による建築物の建築等計画に法第八十七條の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査	法第十八条第二項（建築物の計画において準用する場合を含む。）の規定による建築物の建築等計画に法第八十七條の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査	法第十八条第二項（建築物の計画において準用する場合を含む。）の規定による建築物の建築等計画に法第八十七條の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査
〇〇〇円	一 昇降機を設置する場合（二に掲げる場合を除く。） 建築物の計画通知手数料の金額の欄に定める方法により算定した額に一基につき二〇、〇〇〇円（小荷物専用昇降機については九、〇〇〇円）を加えた額	一 建築物の計画通知手数料の金額の欄に定める方法により算定した額に一基につき一〇、〇〇〇円（小荷物専用昇降機については六、〇〇〇円）を加えた額	一 建築物の計画通知手数料の金額の欄に定める方法により算定した額に一基につき一〇、〇〇〇円（小荷物専用昇降機については六、〇〇〇円）を加えた額	二 確認済証の交付を受けた工作物の計画を変更して工
法第十八条第二項（建築物の計画において準用する場合を含む。）の規定による建築物の建築等計画に法第八十七條の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査	法第十八条第二項（建築物の計画において準用する場合を含む。）の規定による建築物の建築等計画に法第八十七條の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査	法第十八条第二項（建築物の計画において準用する場合を含む。）の規定による建築物の建築等計画に法第八十七條の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査	法第十八条第二項（建築物の計画において準用する場合を含む。）の規定による建築物の建築等計画に法第八十七條の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査	法第十八条第二項（建築物の計画において準用する場合を含む。）の規定による建築物の建築等計画に法第八十七條の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査
〇〇〇円	一 昇降機を設置する場合（二に掲げる場合を除く。） 建築物の計画通知手数料の金額の欄に定める方法により算定した額に一基につき一九、〇〇〇円（小荷物専用昇降機については五、〇〇〇円）を加えた額	一 建築物の計画通知手数料の金額の欄に定める方法により算定した額に一基につき一〇、〇〇〇円（小荷物専用昇降機については五、〇〇〇円）を加えた額	一 建築物の計画通知手数料の金額の欄に定める方法により算定した額に一基につき一〇、〇〇〇円（小荷物専用昇降機については五、〇〇〇円）を加えた額	二 確認済証の交付を受けた工作物の計画を変更して工

法第七条の第三項 建築物の工事の特定工程を含む建築料（特定工程） 法第十五項の規定による建築物の工事の完了の通知に対する審査	法第七条の第三項 建築物の工事の特定工程を含む建築料（特定工程） 法第十五項の規定による建築物の工事の完了の通知に対する審査	一 床面積の合計（建築物の建築又は移転等（用途の変更をする場合を除く。）をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は移転等に係る部分の床面積（これらのうち、建築物の移転等に係るものの場合においては、当該移転等に係る部分の床面積の二分の一とする。）をいう。二から九までにおいて同じ。）が三〇平方メートル以内のもの 一、一〇〇円 二 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの 一、三〇〇円 三 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの 一、七〇〇円	一 床面積の合計（建築物の建築又は移転等（用途の変更をする場合を除く。）をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は移転等に係る部分の床面積（これらのうち、建築物の移転等に係るものの場合においては、当該移転等に係る部分の床面積の二分の一とする。）をいう。二から九までにおいて同じ。）が三〇平方メートル以内のもの 一、一〇〇円 二 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの 一、三〇〇円 三 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの 一、七〇〇円
--	--	---	---

八	四	五	六	七	八
円	円	円	円	円	円
計が二〇〇平方メートルを 超え、三〇〇平方メートル以内のもの 戸建ての住宅等 の場合にあつては、三〇、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、七二、〇〇〇円	計が二〇〇平方メートルを 超え、三〇〇平方メートル以内のもの 戸建ての住宅等 の場合にあつては、三〇、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、七二、〇〇〇円	計が三〇〇平方メートルを 超え、五〇〇平方メートル以内のもの 戸建ての住宅等 の場合にあつては、三二、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、三八、〇〇〇円	計が五〇〇平方メートルを 超え、一、〇〇〇平方メートル以内のもの 一戸建ての住宅等の場合にあつては、四九、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、五五、〇〇〇円	計が一、〇〇〇平方メートルを 超え、二、〇〇〇平方メートル以内のもの 一戸建ての住宅等の場合にあつては、六六、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、七二、〇〇〇円	計が二、〇〇〇平方メートルを 超え、一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 一戸建ての住宅等の場合にあつては、七二、〇〇〇円

七	六	五	四
円	円	円	円
計が一、〇〇〇平方メートルを 超え、二、〇〇〇平方メートル以内のもの 五六、〇〇〇円	計が五〇〇平方メートルを 超え、一、〇〇〇平方メートル以内のもの 四〇、〇〇〇円		計が二〇〇平方メートルを 超え、五〇〇平方メートル以内のもの 二、〇〇〇円

メートル以内のもの 一三〇〇〇円	八 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 一〇、〇〇〇円	九 床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 四三〇〇〇円	一 床面積の合計（建築物の建築又は移転等（用途の変更を除く。）をする場合のそれぞれにおいて、当該建築物の移転等に係るものの場合においては、当該移転等に係る部分の床面積の二分の一とする。）をいう。二から九までにおいて同じ。） が三〇平方メートル以内の	法第七条の三第一項 建築物の工事に係る通知手数料（特定工程を含む建築物の工の場合） 十八条第十五項の規	法第七条の三第一項 建築物の工事に係る通知手数料（特定工程を含む建築物の工の場合） 十八条第二十項の規	一 床面積の合計（建築物の建築又は移転等（用途の変更を除く。）をする場合のそれぞれにおいて、当該建築物の移転等に係るものの場合においては、当該移転等に係る部分の床面積の二分の一とする。）をいう。二から十までにおいて同じ。） が三〇平方メートル以内の	十 床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 一戸建ての住宅等の場合にあつては、四六七、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、四七〇、〇〇〇円	九 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 一戸建ての住宅等の場合にあつては、二三七、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、二五〇、〇〇〇円	メートル以内のもの 一戸建ての住宅等の場合にあつては、一四七、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、一八〇、〇〇〇円
-----------------------------	--	---	---	--	--	---	--	--	--

もの一戸建 ての住宅等 の場合にあつて は、一、〇 〇〇円、一戸 建ての住宅等 以外の場合に あつては、一 五、〇〇〇円	二 床面積の合 計が三〇平方 メートルを超 え一〇〇平方 メートル以内 のもの一戸 建ての住宅等 の場合にあつ ては、一七、 〇〇〇円、一 戸建ての住宅 等以外の場合 にあつては、 一、九、〇〇〇 円	三 床面積の合 計が一〇〇平 方メートルを 超え二〇〇平 方メートル以 内のもの一 戸建ての住宅 等の場合にあ つては、二一、 〇〇〇円、一 戸建ての住宅 等以外の場合 にあつては、 二、三、〇〇〇 円	四 床面積の合 計が二〇〇平 方メートルを 超え三〇〇平 方メートル以 内のもの一 戸建ての住宅 等の場合にあ つては、二九、 〇〇〇円、一 戸建ての住宅 等以外の場合 にあつては、 三〇、〇〇〇 円	五 床面積の合 計が三〇〇平 方メートルを 超え五〇〇平 方メートル以 内のもの一 戸建ての住宅 等の場合にあ つては、三一、 〇〇〇円、一 戸建ての住宅 等以外の場合
--	--	---	--	---

もの一〇、 〇〇〇円	二 床面積の合 計が三〇平方 メートルを超 え一〇〇平方 メートル以内 のもの一二、 〇〇〇円	三 床面積の合 計が一〇〇平 方メートルを 超え二〇〇平 方メートル以 内のもの一 六、〇〇〇円	四 床面積の合 計が二〇〇平 方メートルを 超え五〇〇平 方メートル以 内のもの二 二、〇〇〇円	
---------------	---	--	--	--

十	六										八	七										九
	にあつては、 三七、〇〇〇 円	六	床面積の合 計が五〇〇平 方メートルを 超え一、〇〇 〇平方メート ル以内のもの 一戸建ての 住宅等の場合 にあつては、 四七、〇〇〇 円、一戸建て の住宅等以外 の場合にあつ ては、五三、 〇〇〇円	七	床面積の合 計が一、〇〇 〇平方メート ルを超え二、 〇〇〇平方メ ートル以内の もの一戸建 ての住宅等の 場合にあつて は、六三、〇 〇〇円、一戸 建ての住宅等 以外の場合に あつては、六 九、〇〇〇円	八	床面積の合 計が二、〇〇 〇平方メート ルを超え一〇、 〇〇〇平方メ ートル以内の もの一戸建 ての住宅等の 場合にあつて は、一四〇、 〇〇〇円、一 戸建ての住宅 等以外の場合 にあつては、 一七〇、〇〇 〇円	九	床面積の合 計が一〇、〇 〇〇平方メー トルを超え五 〇、〇〇〇平 方メートル以 内のもの一 戸建ての住宅 等の場合にあ つては、二一 九、〇〇〇円	九		一戸建ての住 宅等以外の場 合にあつては 二四〇、〇〇 〇円	十	床面積の合								

	五	床面積の合 計が五〇〇平 方メートルを 超え一、〇〇 〇平方メート ル以内のもの 三八、〇〇 〇円	六	床面積の合 計が一、〇〇 〇平方メート ルを超え二、 〇〇〇平方メ ートル以内の もの五三、 〇〇〇円	七	床面積の合 計が二、〇〇 〇平方メート ルを超え一〇、 〇〇〇平方メ ートル以内の もの二二〇、 〇〇〇円	八	床面積の合 計が一〇、〇 〇〇平方メー トルを超え五 〇、〇〇〇平 方メートル以 内のもの二 〇〇、〇〇〇 円	九	床面積の合
--	---	--	---	--	---	--	---	---	---	-------

昇降機を設置する場合 建築物の工事完了通知手数料（特定工程を含む建築物の場合）の金額の欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、そのおのの額に一基につき八〇〇〇円を加えた額	法第八十七条の四において準用する法第十八条第二十項の規定による建築設備の工事の完了の通知に対する審査	建築設備の工事完了通知手数料 一 建築物が小荷物専用昇降機以外のとき 二 建築物が小荷物専用昇降機るとき 一三、〇〇〇円	法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第十八条第二十項の規定による建築物の工事の完了の通知に対する審査	建築物の工事完了通知手数料	法第八十八条第二十八項の規定による建築物の特定工程工事終了の通知に対する審査	一 中間検査を行う部分の床面積の合計が三〇平方メートルを超えないもの 二 一戸建ての住宅等の場合にあつては、二〇、〇〇〇円	二 中間検査を行う部分の床面積の合計が三〇平方メートルを超えないもの 三 一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、二七、〇〇〇円	三 中間検査を行う部分の合計が一〇〇平方メートルを方メートルを
						一 中間検査を行う部分の床面積の合計が三〇平方メートル以内のもの 二 一戸建ての住宅等の場合にあつては、二〇、〇〇〇円	二 中間検査を行う部分の床面積の合計が三〇平方メートルを超えないもの 三 一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、二七、〇〇〇円	三 中間検査を行う部分の合計が一〇〇平方メートルを方メートルを
昇降機を設置する場合 建築物の工事完了通知手数料（特定工程を含む建築物の場合）の金額の欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、そのおのの額に一基につき八〇〇〇円を加えた額	法第八十七条の四において準用する法第十八条第十五項の規定による建築設備の工事の完了の通知に対する審査	建築設備の工事完了通知手数料 一 建築物が小荷物専用昇降機以外のとき 二 建築物が小荷物専用昇降機るとき 一四、〇〇〇円	法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第十八条第十五項の規定による建築物の工事の完了の通知に対する審査	建築物の工事完了通知手数料	法第八十八条第二十一項の規定による建築物の特定工程工事終了の通知に対する審査	一 中間検査を行う部分の床面積の合計が三〇平方メートル以内のもの 二 一戸建ての住宅等の場合にあつては、二〇、〇〇〇円	二 中間検査を行う部分の床面積の合計が三〇平方メートルを超えないもの 三 一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、二七、〇〇〇円	三 中間検査を行う部分の合計が一〇〇平方メートルを方メートルを
						一 中間検査を行う部分の床面積の合計が三〇平方メートル以内のもの 二 一戸建ての住宅等の場合にあつては、二〇、〇〇〇円	二 中間検査を行う部分の床面積の合計が三〇平方メートルを超えないもの 三 一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、二七、〇〇〇円	三 中間検査を行う部分の合計が一〇〇平方メートルを方メートルを

法第十八条第二十八項の規定による建築物の特定工程工事の終了の通知に係る計	(略)	超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの 一戸建ての住宅等の場合にあつては、六〇、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、七七、〇〇〇円 八 中間検査を行う部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 一戸建ての住宅等の場合にあつては、一三五、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、二〇〇、〇〇〇円 九 中間検査を行う部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 一戸建ての住宅等の場合にあつては、二一五、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、三〇〇、〇〇〇円 十 中間検査を行う部分の床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 一戸建ての住宅等の場合にあつては、四二五、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、五一〇、〇〇〇円
法第十八条第二十一項の規定による建築物の特定工程工事の終了の通知に係る計	(略)	超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの 五二、〇〇〇円 七 中間検査を行う部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 一戸建ての住宅等の場合にあつては、一三〇、〇〇〇円 八 中間検査を行う部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 一戸建ての住宅等の場合にあつては、一九〇、〇〇〇円 九 中間検査を行う部分の床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 三九〇、〇〇〇円

[illegible]

いて同じ。の十八年
床面積の合計（法律第
建築物の建築又は
は大規模の修繕又
は大規模の模様替
若しくは用途の替
変（以下この項に
変更（以下この項
項において「用法」と
途変更等」という
う。）をする場合
合のそれぞれに
において、当該建
築又は用途変更
等に係る部分の
床面積（建築基
準法第六条第十
項（同法第八十
七条第一項にお
いて準用する場
合を含む。）の
規定による確認
を受けた既存建
築物の全部又は
一部を含んだ建
築又は用途変更
等に係るものに
あつては、建築
により床面積が
増加する場合に
おいては当該増
加する部分の床
面積とし、用途
変更等の場合に
おいては当該用
途変更等に係る
部分の床面積の
二分の一とする。
一から一十ま
でにおいて同じ。
）の一から
一十までに掲げ
る区分に応じ当
該区分に定める
額に、建築基準
法第六条の第三
項に規定する
構造計算適合性
判定（以下この
項において「構
造計算適合性判
定」という。）
を必要とする建
築物（建築物の
一部が構造計算
適合性判定を必
要とする場合に
おいては当該部
分を構造計算適
合性判定を必要
とする建築物と
し、建築物の二
以上の部分がエ
キスパンシヨン
ジョイントその
他の相互に応力
を伝えない構造
方法のみで接し

いて同じ。の
床面積の合計（
建築物の建築又
は大規模の修繕
若しくは用途の
変（以下この
項において「用
途変更等」とい
う。）をする場
合のそれぞれに
において、当該建
築又は用途変更
等に係る部分の
床面積（建築基
準法第六条第十
項（同法第八十
七条第一項にお
いて準用する場
合を含む。）の
規定による確認
を受けた既存建
築物の全部又は
一部を含んだ建
築又は用途変更
等に係るものに
あつては、建築
により床面積が
増加する場合に
おいては当該増
加する部分の床
面積とし、用途
変更等の場合に
おいては当該用
途変更等に係る
部分の床面積の
二分の一とする。
一から一九ま
でにおいて同じ。
）の一から
一九までに掲げ
る区分に応じ当
該区分に定める
額に、建築基準
法第六条の第三
項に規定する
構造計算適合性
判定（以下この
項において「構
造計算適合性判
定」という。）
を必要とする建
築物（建築物の
一部が構造計算
適合性判定を必
要とする場合に
おいては当該部
分を構造計算適
合性判定を必要
とする建築物と
し、建築物の二
以上の部分がエ
キスパンシヨン
ジョイントその
他の相互に応力
を伝えない構造
方法のみで接し

ている場合にお いてはそれぞれ 別の建築物とし て構造計算適合 性判定を必要と する建築物とす る。以下この項 において「構造 計算適合性判定 対象建築物」と いう。）一棟ご とに、床面積の 合計（既存建築 物の全部又は一 部を含んで構造 計算適合性判定 を必要とする場 合においては構 造計算適合性判 定の対象となる 床面積に当該既 存建築物の床面 積を加えるもの とし、法第十八 条第二項の規定 による場合にお いては当該計画 の変更に伴い構 造計算適合性判 定が必要となる 建築物の床面積 とする。二一か ら二五までにお いて同じ。）の 二一から二五ま でに掲げる区分 に応じ当該区分 に定める額を合 算した額を加え た額	一 八	1 床面積の 合計が三〇 平方メートル 以内のもの	二 九	2 床面積の 合計が三〇 平方メートル を超え一〇〇 平方メートル 以内のもの	三 一	3 床面積の 合計が一〇〇 平方メートル を超え二〇〇 平方メートル 以内のもの	〇〇〇〇円 三二、
---	--------	---------------------------------------	--------	---	--------	--	--------------

ている場合にお いてはそれぞれ 別の建築物とし て構造計算適合 性判定を必要と する建築物とす る。以下この項 において「構造 計算適合性判定 対象建築物」と いう。）一棟ご とに、床面積の 合計（既存建築 物の全部又は一 部を含んで構造 計算適合性判定 を必要とする場 合においては構 造計算適合性判 定の対象となる 床面積に当該既 存建築物の床面 積を加えるもの とし、法第十八 条第二項の規定 による場合にお いては当該計画 の変更に伴い構 造計算適合性判 定が必要となる 建築物の床面積 とする。二一か ら二五までにお いて同じ。）の 二一から二五ま でに掲げる区分 に応じ当該区分 に定める額を合 算した額を加え た額	一 七	1 床面積の 合計が三〇 平方メートル 以内のもの	二 三	2 床面積の 合計が三〇 平方メートル を超え一〇〇 平方メートル 以内のもの	三 一	3 床面積の 合計が一〇〇 平方メートル を超え二〇〇 平方メートル 以内のもの	〇〇〇〇円 一九、
---	--------	---------------------------------------	--------	---	--------	--	--------------

[illegible]

[illegible]

要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。）一、棟ごとに、床面積の合計（既存建築物の全部又は建築物の一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合においてる場合においてる構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、法第八条第二項の規定による場合においてる場合における当該計画の変更に伴ひ構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二、一から二五までにおいて同じ。）の二、一から二五までに掲げる区分に依り当該区分に定める額を合算した額を加えた額

一	1 床面積の合計が三〇平方メートル以内のもの	八、	2 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの	一九、	3 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの	三一、	4 床面積の合計が二〇〇平方メートルを超え三〇〇平方メートル以内のもの
---	------------------------	----	------------------------------------	-----	-------------------------------------	-----	-------------------------------------

要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。）一、棟ごとに、床面積の合計（既存建築物の全部又は建築物の一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合においてる場合においては構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、法第八条第二項の規定による場合においてはその当該画の変更に伴ひ構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二、積とす。三、から二五までにおいて同じ。）の二、一から二五までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額を加えた額

一	1 床面積の合計が三〇平方メートル以内のもの
七	2 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの
三	3 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの
九	4 床面積の合計が二〇〇平方メートルを超え五〇〇平方メートル以内のもの

都市の低炭素建築物新築等計画の促進に関する法律	法第五十三条第一項	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(略)	(略)	(略)	内のも の 三 四、 〇〇〇 円	5 合計が三〇〇平方メー トルを超え 五〇〇平方 メートル以 内のもの 三六、 〇〇〇 円	6 合計が五〇〇平方メー トルを超え 一、〇〇〇 平方メー トル以内の もの 五〇、 〇〇〇 円	7 合計が一、〇〇〇平方 メートルを 超え二、〇 〇〇平方メ ートル以内 のもの 六九、 〇〇〇 円	8 合計が二、〇〇〇平方 メートルを 超え一〇、 〇〇〇平方 メートル以 内のもの 二〇〇、 〇〇〇 円	9 合計が一〇、〇〇〇平方 メートルを 超え五〇、 〇〇〇平方 メートル以 内のもの 三三〇、 〇〇〇 円	10 合計が五〇〇平方 メートルを 超えるもの 六四〇、 〇〇〇 円	二 (略)	一 低炭素建築物新築等計画の促進に関する法律	修繕若しくは増築、改築
都市の低炭素建築物新築等計画の促進に関する法律	法第五十三条第一項	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(略)	(略)	(略)	内のも の 二 六、 〇〇〇 円	5 合計が五〇〇平方メー トルを超え 一、〇〇〇 平方メー トル以内の もの 四六、 〇〇〇 円	6 合計が一、〇〇〇平方 メートルを 超え二、〇 〇〇平方メ ートル以内 のもの 六五、 〇〇〇 円	7 合計が二、〇〇〇平方 メートルを 超え一〇、 〇〇〇平方 メートル以 内のもの 一九〇、 〇〇〇 円	8 合計が一〇、〇〇〇平方 メートルを 超え五〇、 〇〇〇平方 メートル以 内のもの 三二〇、 〇〇〇 円	9 合計が五〇〇平方 メートルを 超えるもの 六〇〇、 〇〇〇 円	二 (略)	一 低炭素建築物新築等計画の促進に関する法律	修繕若しくは増築、改築	

律（平成二十四年法律第八十四号）	の項において「法」という。
------------------	---------------

--

模様替若しくは空気調和設備その他の建築物の設置（以下この項において「建築等」という。）しようとする住宅が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。）の場合、三八、〇〇〇円（当該計画が法第五十四条第一項各号の基準に適合していることについて規則で定める者の審査（以下この項において「適合審査」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五條第一項に規定する住宅性能評価（以下この項において「住宅性能評価」という。）を受けた場合にあっては五、〇〇〇円、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項において「基準省令」という。）第二号イ（2）及びロ（2）の基準（以下この項において「誘導仕様基準」という。）に適合させる場合（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合を除く。以下この項において同）において	模様替若しくは空気調和設備その他の建築物の設置（以下この項において「建築等」という。）しようとする住宅が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。）の場合、三八、〇〇〇円（当該計画が法第五十四条第一項各号の基準に適合していることについて規則で定める者の審査（以下この項において「適合審査」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五條第一項に規定する住宅性能評価（以下この項において「住宅性能評価」という。）を受けた場合にあっては五、〇〇〇円、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項において「基準省令」という。）第二号イ（2）及びロ（2）の基準（以下この項において「誘導仕様基準」という。）に適合させる場合（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合を除く。以下この項において同）において
---	---

--

模様替若しくは空気調和設備その他の建築物の設置（以下この項において「建築等」という。）しようとする住宅が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。）の場合、三七、〇〇〇円（当該計画が法第五十四条第一項各号の基準に適合していることについて規則で定める者の審査（以下この項において「適合審査」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五條第一項に規定する住宅性能評価（以下「住宅性能評価」という。）を受けた場合にあっては五、〇〇〇円、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年經濟産業省令・国土交通省令第一号（以下「基準省令」という。）第十條第二号イ（2）及びロ（2）の基準（以下「誘導仕様基準」という。）に適合している場合（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合を除く。以下この項において同）において	模様替若しくは空気調和設備その他の建築物の設置（以下この項において「建築等」という。）しようとする住宅が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。）の場合、三七、〇〇〇円（当該計画が法第五十四条第一項各号の基準に適合していることについて規則で定める者の審査（以下この項において「適合審査」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五條第一項に規定する住宅性能評価（以下「住宅性能評価」という。）を受けた場合にあっては五、〇〇〇円、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年經濟産業省令・国土交通省令第一号（以下「基準省令」という。）第十條第二号イ（2）及びロ（2）の基準（以下「誘導仕様基準」という。）に適合している場合（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合を除く。以下この項において同）において
---	---

じ。にあつては一九、〇〇〇円、基準省令第十条第二号イ(1)に適合させる場合又は基準省令第十条第二号イ(1)及びロ(2)に適合させる場合(以下この項において「誘導仕様・計算併用基準」という。)に適合させる場合にあつては二八、〇〇〇円	二 (略)	一 住戸数が一戸のもの三八、〇〇〇円 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては五、〇〇〇円、誘導仕様基準に適合させる場合にあつては一九、〇〇〇円)	二 住戸数が一戸を超え五戸以内のもの七六、〇〇〇円 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては一〇、〇〇〇円、誘導仕様基準に適合させる場合にあつては三六、〇〇〇円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては五六、〇〇〇円)
---	----------	--	--

つては一九、〇〇〇円)	二 (略)	一 住戸数が一戸のもの三七、〇〇〇円 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては五、〇〇〇円、誘導仕様基準に適合している場合にあつては一九、〇〇〇円)	二 住戸数が一戸を超え五戸以内のもの七五、〇〇〇円 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては一〇、〇〇〇円、誘導仕様基準に適合している場合にあつては三六、〇〇〇円)
-------------	----------	---	---

3	住戸数が 五戸を超え 一〇戸以内 のもの	一〇七、 〇〇〇円	(適合審査 又は住宅性 能評価を受 けた場合に あつては一 八、〇〇〇 円、誘導仕 様基準に適 合させる場 合にあつて は五三、〇 〇〇円、誘 導仕様・計 算併用基準 に適合させ る場合に あつては七 九、〇〇〇 円)	4	住戸数が 一〇戸を超 え二五戸以 内のもの	一五一、 〇〇〇円	(適合審査 又は住宅性 能評価を受 けた場合に あつては三 〇、〇〇〇 円、誘導仕 様基準に適 合させる場 合にあつて は七五、〇 〇〇円、誘 導仕様・計 算併用基準 に適合させ る場合に あつては一 三、〇〇〇 円)	5	住戸数が 二五戸を超 え五〇戸以 内のもの	二一七、 〇〇〇円	(適合審査 又は住宅性 能評価を受 けた場合に あつては五 〇、〇〇〇 円、誘導仕 様基準に適 合させる場 合にあつて は一四、〇 〇〇円、
---	-------------------------------	--------------	---	---	--------------------------------	--------------	---	---	--------------------------------	--------------	---

3	住戸数が 五戸を超え 一〇戸以内 のもの	一〇五、 〇〇〇円	(適合審査 又は住宅性 能評価を受 けた場合に あつては一 七、〇〇〇 円、誘導仕 様基準に適 合している 場合にあつ ては五一、 〇〇〇円)	4	住戸数が 一〇戸を超 え二五戸以 内のもの	一四八、 〇〇〇円	(適合審査 又は住宅性 能評価を受 けた場合に あつては二 九、〇〇〇 円、誘導仕 様基準に適 合している 場合にあつ ては七四、 〇〇〇円)	5	住戸数が 二五戸を超 え五〇戸以 内のもの	二一三、 〇〇〇円	(適合審査 又は住宅性 能評価を受 けた場合に あつては四 九、〇〇〇 円、誘導仕 様基準に適 合している 場合にあつ ては一十二 〇、〇〇〇円)
---	-------------------------------	--------------	--	---	--------------------------------	--------------	--	---	--------------------------------	--------------	--

誘導仕様・ 計算併用基 準に適合さ せる場合に あつては一 六五、〇〇 〇円)	6 住戸数が 五〇戸を超 え一〇〇戸 以内のもの 三一、〇〇 〇円)	(適合審査 又は住宅性 能評価を受 けた場合に あつては八 九、〇〇〇 円、誘導仕 様基準に適 合させる場 合にあつて は一七二、 〇〇〇円、 誘導仕様・ 計算併用基 準に適合さ せる場合に あつては二 四一、〇〇 〇円)	7 住戸数が 一〇〇戸を 超え二〇〇 戸以内のも の 四二一、 〇〇〇円)	(適合審査 又は住宅性 能評価を受 けた場合に あつては一 四一、〇〇 〇円、誘導 仕様基準に 適合させる 場合にあつ ては二四六 、〇〇〇円、 誘導仕様・ 計算併用基 準に適合さ せる場合に あつては三 三三、〇〇 〇円)	8 住戸数が 二〇〇戸を 超え三〇〇 戸以内のも の 五五二、 〇〇〇円)	(適合審査 又は住宅性 能評価を受 けた場合に あつては二 四一、〇〇 〇円)
---	--	---	--	--	--	---

〇〇〇円)	6 住戸数が 五〇戸を超 え一〇〇戸 以内のもの 三〇五、 〇〇〇円)	(適合審査 又は住宅性 能評価を受 けた場合に あつては八 七、〇〇〇 円、誘導仕 様基準に適 合している 場合にあつ ては一六九 、〇〇〇円)	7 住戸数が 一〇〇戸を 超え二〇〇 戸以内のも の 四一三、 〇〇〇円)	(適合審査 又は住宅性 能評価を受 けた場合に あつては一 三八、〇〇 〇円、誘導 仕様基準に 適合してい る場合にあ つては二四 一、〇〇〇 円)	8 住戸数が 二〇〇戸を 超え三〇〇 戸以内のも の 五四一、 〇〇〇円)	(適合審査 又は住宅性 能評価を受 けた場合に あつては二 四一、〇〇 〇円)
-------	---	---	--	--	--	---

能評価を受けた場合にあつては、 七四、〇〇円、誘導 仕様基準に適合している場合にあつては、 一、〇〇〇円	9 住戸数が三〇〇戸を超えるもの 六三五、〇〇〇円 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあつては、 八六、〇〇〇円、誘導仕様基準に適合している場合にあつては、 四、〇〇〇円)	10 共用部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以内のもの 一一八、〇〇〇円 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は一〇、〇〇〇円)	11 共用部分の床面積の合計が三〇〇平方メートルを超え、二、〇〇〇平方メートル以内のもの 一九五、〇〇〇円 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は一〇、〇〇〇円)
---	--	--	---

又は住宅性 能評価を受 けた場合は、 三〇、〇〇 円	12 共用部分 の床面積の 合計が二、 〇〇〇平方 メートルを 超え五、〇 〇〇平方メ ートル以内 のもの 三〇、〇〇 円	又は住宅性 能評価を受 けた場合は、 八九、〇〇 円	13 共用部分 の床面積の 合計が五、 〇〇〇平方 メートルを 超え一〇、 〇〇〇平方 メートル以 内のもの 三九八、 〇〇〇円	又は住宅性 能評価を受 けた場合は、 一四一、〇 〇〇円	14 共用部分 の床面積の 合計が一〇、 〇〇〇平方 メートルを 超え二五、 〇〇〇平方 メートル以 内のもの 四七六、 〇〇〇円	又は住宅性 能評価を受 けた場合は、 一七八、〇 〇〇円	15 共用部分 の床面積の 合計が二五、 〇〇〇平方 メートルを 超えるもの 五五四、 〇〇〇円	又は住宅性 能評価を受 けた場合は、 一七八、〇 〇〇円
--	--	--	---	--	--	--	--	--

又は住宅性 能評価を受 けた場合は、 二九、〇〇 円	12 共用部分 の床面積の 合計が二、 〇〇〇平方 メートルを 超え五、〇 〇〇平方メ ートル以内 のもの 三〇四、 〇〇〇円	又は住宅性 能評価を受 けた場合は、 八七、〇〇 円	13 共用部分 の床面積の 合計が五、 〇〇〇平方 メートルを 超え一〇、 〇〇〇平方 メートル以 内のもの 三九〇、 〇〇〇円	又は住宅性 能評価を受 けた場合は、 一三八、〇 〇〇円	14 共用部分 の床面積の 合計が一〇、 〇〇〇平方 メートルを 超え二五、 〇〇〇平方 メートル以 内のもの 四六六、 〇〇〇円	又は住宅性 能評価を受 けた場合は、 一七四、〇 〇〇円	15 共用部分 の床面積の 合計が二五、 〇〇〇平方 メートルを 超えるもの 五四三、 〇〇〇円	又は住宅性 能評価を受 けた場合は、 一七四、〇 〇〇円
--	--	--	---	--	--	--	--	--

20		19		18		17		16		けた場合は、 二二〇〇〇円
の工場部分 の床面積の 合計が一〇、 〇〇〇平方 メートルを 超え二五、	円） 一、〇〇〇	の工場部分 の床面積の 合計が五、 〇〇〇平方 メートルを 超え一〇、 〇〇〇平方 メートル以 内のもの 三九八、	〇〇〇円 （適合審査 を受けた場 合は、一四	の工場部分 の床面積の 合計が二、 〇〇〇平方 メートルを 超え五、〇 〇〇平方メ ートル以内 のもの 三〇〇、	〇〇〇円 （適合審査 を受けた場 合は、三〇	の工場部分 の床面積の 合計が三〇 〇平方メー トルを超え 二、〇〇〇 平方メート ル以内のも の 一九九、	〇〇〇円 （適合審査 を受けた場 合は、一〇、 〇〇〇円）	の工場部分 の床面積の 合計が三〇 〇平方メー トル以内の もの 一二一、	〇〇〇円 （適合審査 を受けた場 合は、一〇、 〇〇〇円）	

20		19		18		17		16		けた場合は、 二一八、〇
の工場部分 の床面積の 合計が一〇、 〇〇〇平方 メートルを 超え二五、	円） 八、〇〇〇	の工場部分 の床面積の 合計が五、 〇〇〇平方 メートルを 超え一〇、 〇〇〇平方 メートル以 内のもの 三九〇、	〇〇〇円 （適合審査 を受けた場 合は、八七	の工場部分 の床面積の 合計が二、 〇〇〇平方 メートルを 超え五、〇 〇〇平方メ ートル以内 のもの 三〇四、	〇〇〇円 （適合審査 を受けた場 合は、二九	の工場部分 の床面積の 合計が三〇 〇平方メー トルを超え 二、〇〇〇 平方メート ル以内のも の 一九五、	〇〇〇円 （適合審査 を受けた場 合は、一〇、 〇〇〇円）	の工場部分 の床面積の 合計が三〇 〇平方メー トル以内の もの 一二八、	〇〇〇円 （適合審査 を受けた場 合は、一〇、 〇〇〇円）	

25	分の床面積 非住宅部 （適合審査） 合は、八九〇〇〇円
24	分の床面積 非住宅部 （適合審査） 合は、三〇、〇〇〇円
23	分の床面積 非住宅部 （適合審査） 合は、一〇、〇〇〇円
22	分の床面積 非住宅部 （適合審査） 合は、二二、〇〇〇円
21	工場部分 の床面積の 合計が二五 〇〇〇平方 メートルを 超えるもの 五五四、 〇〇〇円
20	分の床面積 非住宅部 （適合審査） 合は、一七 八、〇〇〇 円
19	分の床面積 非住宅部 （適合審査） 合は、一七 四、六〇〇 円
18	分の床面積 非住宅部 （適合審査） 合は、一七 四、六〇〇 円
17	分の床面積 非住宅部 （適合審査） 合は、一七 四、六〇〇 円
16	分の床面積 非住宅部 （適合審査） 合は、一七 四、六〇〇 円
15	分の床面積 非住宅部 （適合審査） 合は、一七 四、六〇〇 円
14	分の床面積 非住宅部 （適合審査） 合は、一七 四、六〇〇 円
13	分の床面積 非住宅部 （適合審査） 合は、一七 四、六〇〇 円
12	分の床面積 非住宅部 （適合審査） 合は、一七 四、六〇〇 円
11	分の床面積 非住宅部 （適合審査） 合は、一七 四、六〇〇 円
10	分の床面積 非住宅部 （適合審査） 合は、一七 四、六〇〇 円
9	分の床面積 非住宅部 （適合審査） 合は、一七 四、六〇〇 円
8	分の床面積 非住宅部 （適合審査） 合は、一七 四、六〇〇 円
7	分の床面積 非住宅部 （適合審査） 合は、一七 四、六〇〇 円
6	分の床面積 非住宅部 （適合審査） 合は、一七 四、六〇〇 円
5	分の床面積 非住宅部 （適合審査） 合は、一七 四、六〇〇 円
4	分の床面積 非住宅部 （適合審査） 合は、一七 四、六〇〇 円
3	分の床面積 非住宅部 （適合審査） 合は、一七 四、六〇〇 円
2	分の床面積 非住宅部 （適合審査） 合は、一七 四、六〇〇 円
1	分の床面積 非住宅部 （適合審査） 合は、一七 四、六〇〇 円

25	分の床面積 非住宅部 〇〇〇円 〇〇〇円	24	分の床面積 非住宅部 〇〇〇円 〇〇〇円	23	分の床面積 非住宅部 〇〇〇円 〇〇〇円	22	分の床面積 非住宅部 〇〇〇円 〇〇〇円	21	工場部分 の床面積の 合計が二五 〇〇〇平方 メートルを 超えるもの 五四三 〇〇〇円 〇〇〇円	20	分の床面積 非住宅部 〇〇〇円 〇〇〇円	19	分の床面積 非住宅部 〇〇〇円 〇〇〇円	18	分の床面積 非住宅部 〇〇〇円 〇〇〇円	17	分の床面積 非住宅部 〇〇〇円 〇〇〇円	16	分の床面積 非住宅部 〇〇〇円 〇〇〇円	15	分の床面積 非住宅部 〇〇〇円 〇〇〇円	14	分の床面積 非住宅部 〇〇〇円 〇〇〇円	13	分の床面積 非住宅部 〇〇〇円 〇〇〇円	12	分の床面積 非住宅部 〇〇〇円 〇〇〇円	11	分の床面積 非住宅部 〇〇〇円 〇〇〇円	10	分の床面積 非住宅部 〇〇〇円 〇〇〇円	9	分の床面積 非住宅部 〇〇〇円 〇〇〇円	8	分の床面積 非住宅部 〇〇〇円 〇〇〇円	7	分の床面積 非住宅部 〇〇〇円 〇〇〇円	6	分の床面積 非住宅部 〇〇〇円 〇〇〇円	5	分の床面積 非住宅部 〇〇〇円 〇〇〇円	4	分の床面積 非住宅部 〇〇〇円 〇〇〇円	3	分の床面積 非住宅部 〇〇〇円 〇〇〇円	2	分の床面積 非住宅部 〇〇〇円 〇〇〇円	1	分の床面積 非住宅部 〇〇〇円 〇〇〇円
----	-------------------------------	----	-------------------------------	----	-------------------------------	----	-------------------------------	----	--	----	-------------------------------	----	-------------------------------	----	-------------------------------	----	-------------------------------	----	-------------------------------	----	-------------------------------	----	-------------------------------	----	-------------------------------	----	-------------------------------	----	-------------------------------	----	-------------------------------	---	-------------------------------	---	-------------------------------	---	-------------------------------	---	-------------------------------	---	-------------------------------	---	-------------------------------	---	-------------------------------	---	-------------------------------	---	-------------------------------

法第五十四条第二項（法第五十五条第二項の規定において準用する場合を含む。）の規定による低炭素建築物新築等計画の建築基準関係規定の適合に係る申出の受付	低炭素建築物新築等計画の建築基準関係規定適合審査手数料	の合計が五、〇〇〇平方メートルを 超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 七四二、〇〇〇円 （適合審査を受けた場合は、一四〇、〇〇〇円） 26 非住宅部の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二五、〇〇〇平方メートル以内のもの 八七四、〇〇〇円 （適合審査を受けた場合は、一七四、〇〇〇円） 27 非住宅部の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートルを超えるもの 九七八、〇〇〇円 （適合審査を受けた場合は、二二八、〇〇〇円）	法第五十四条第二項（法第五十五条第二項の規定において準用する場合を含む。）の規定による低炭素建築物新築等計画の建築基準関係規定の適合に係る申出の受付	低炭素建築物新築等計画の建築基準関係規定適合審査手数料	の合計が五、〇〇〇平方メートルを 超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 七二七、〇〇〇円 （適合審査を受けた場合は、一三〇、〇〇〇円） 26 非住宅部の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二五、〇〇〇平方メートル以内のもの 八五七、〇〇〇円 （適合審査を受けた場合は、一七四、〇〇〇円） 27 非住宅部の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートルを超えるもの 九七八、〇〇〇円 （適合審査を受けた場合は、二二八、〇〇〇円）

部分の床面積（建築基準法第六
条第一項（同法
第八十七条第一
項において準用
する場合を含む
）の規定による
確認を受けた既
存建築物の全部
又は一部を含ん
だ建築又は用途
変更等に係るも
のにあつては、
建築により床面
積が増加する場
合においては当
該増加する部分
の床面積とし、
用途変更等の場
合においては当
該用途変更等に
係る部分の床面
積の二分の一と
する。一 一から
一十までにおい
て同じ。）の
一 一から一十ま
でに掲げる区分
に応じ当該区分
に定める額に、
建築基準法第六
条の三第一項に
規定する構造計
算適合性判定（
以下この項にお
いて「構造計算
適合性判定」と
いう。）を必要
とする建築物（
建築物の一部が
構造計算適合性
判定を必要とす
る場合において
は当該部分を構
造計算適合性判
定を必要とする
建築物とし、建
築物の二以上の
部分がエキスパ
ンションジョイ
ントその他の相
互に応力を伝え
ない構造方法の
みで接している
場合においては
それぞれ別の建
築物として構造
計算適合性判定
を必要とする建
築物とする。以
下この項におい
て「構造計算適
合性判定対象建
築物」という。
）一棟ごとに、
床面積の合計（
既存建築物の全

部分の床面積（建築基準法第六
条第一項（同法
第八十七条第一
項において準用
する場合を含む
）の規定による
確認を受けた既
存建築物の全部
又は一部を含ん
だ建築又は用途
変更等に係るも
のにあつては、
建築により床面
積が増加する場
合においては当
該増加する部分
の床面積とし、
用途変更等の場
合においては当
該用途変更等に
係る部分の床面
積の二分の一と
する。一 一から
一十までにおい
て同じ。）の
一 一から一十ま
でに掲げる区分
に応じ当該区分
に定める額に、
建築基準法第六
条の三第一項に
規定する構造計
算適合性判定（
以下この項にお
いて「構造計算
適合性判定」と
いう。）を必要
とする建築物（
建築物の一部が
構造計算適合性
判定を必要とす
る場合において
は当該部分を構
造計算適合性判
定を必要とする
建築物とし、建
築物の二以上の
部分がエキスパ
ンションジョイ
ントその他の相
互に応力を伝え
ない構造方法の
みで接している
場合においては
それぞれ別の建
築物として構造
計算適合性判定
を必要とする建
築物とする。以
下この項におい
て「構造計算適
合性判定対象建
築物」という。
）一棟ごとに、
床面積の合計（
既存建築物の全

部又は一部を含む んで構造計算適 合性判定を必要 とする場合にお いては構造計算 適合性判定の対 象となる床面積 に当該既存建築 物の床面積を加 えるものとし、 法第五十五条第 二項の規定によ る場合において は当該計画の変 更に伴い構造計 算適合性判定が 必要となる建築 物の床面積とす る。二一から二 五までにおいて 同じ。）の二一 から二五までに 掲げる区分に応 じ当該区分に定 める額を合算し た額を加えた額	一	1 床面積の 合計が三〇 平方メートル 以内のもの	八、	2 床面積の 合計が三〇 平方メートル を超え一 〇〇平方メ ートル以内 のもの	一九、	3 床面積の 合計が一〇 平方メー トルを超え 二〇〇平方 メートル以 内のもの	三一、	4 床面積の 合計が二〇 平方メー トルを超え 三〇〇平方 メートル以 内のもの	三四、	5、	合計が三〇 平方メー トルを超え 五〇〇平方 メートル以 内のもの
---	---	------------------------------------	----	--	-----	--	-----	--	-----	----	--

部又は一部を含む んで構造計算適 合性判定を必要 とする場合にお いては構造計算 適合性判定の対 象となる床面積 に当該既存建築 物の床面積を加 えるものとし、 法第五十五条第 二項の規定によ る場合において は当該計画の変 更に伴い構造計 算適合性判定が 必要となる建築 物の床面積とす る。二一から二 五までにおいて 同じ。）の二一 から二五までに 掲げる区分に応 じ当該区分に定 める額を合算し た額を加えた額	一	1 床面積の 合計が三〇 平方メートル 以内のもの	七、	2 床面積の 合計が三〇 平方メー トルを超え一 〇〇平方メ ートル以内 のもの	一三、	3 床面積の 合計が一〇 平方メー トルを超え 二〇〇平方 メートル以 内のもの	一九、	4 床面積の 合計が二〇 平方メー トルを超え 五〇〇平方 メートル以 内のもの	二六、	〇〇〇円
---	---	------------------------------------	----	--	-----	--	-----	--	-----	------

[illegible]

は九、五〇〇円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては四、〇〇〇円（略）	二 1 住戸数が一戸のもの 一八、〇〇〇円 （適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては二、五〇〇円、誘導仕様基準に適合させる場合にあっては九、五〇〇円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては一四、〇〇〇円）	2 住戸数が一戸を超え五戸以内のもの 三八、〇〇〇円 （適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては五、〇〇〇円、誘導仕様基準に適合させる場合にあっては一八、〇〇〇円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては二八、〇〇〇円）	3 住戸数が五戸を超え一〇戸以内のもの 五三、〇〇〇円 （適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては九、五〇〇円、誘導仕様基準に適合させる場合にあっては八、〇〇〇円）
---	--	--	--

ては九、五〇〇円）	二 1 住戸数が一戸のもの 一八、〇〇〇円 （適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては二、五〇〇円、誘導仕様基準に適合している場合にあっては九、五〇〇円）	2 住戸数が一戸を超え五戸以内のもの 三七、〇〇〇円 （適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては五、〇〇〇円、誘導仕様基準に適合している場合にあっては一八、〇〇〇円）	3 住戸数が五戸を超え一〇戸以内のもの 五二、〇〇〇円 （適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては八、〇〇〇円、誘導仕様基準に適合させる場合にあっては九、五〇〇円）
-----------	---	---	--

準に適合する場合には二六、五〇〇円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合には三九、五〇〇円)	4 住戸数が一〇戸を超え二五戸以内のもの 七五、五〇〇円 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては一五、〇〇〇円、誘導仕様基準に適合させる場合には三七、五〇〇円、誘導仕様・計算併用基準に適合する場合には二五、五〇〇円)	5 住戸数が二五戸を超え五〇戸以内のもの 一〇八、五〇〇円 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては一五、〇〇〇円、誘導仕様基準に適合させる場合には五七、〇〇〇円、誘導仕様・計算併用基準に適合する場合には二五、五〇〇円)	6 住戸数が五〇戸を超え一〇〇戸以内のもの 一五五、五〇〇円 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては一五、〇〇〇円、誘導仕様基準に適合させる場合には二五、五〇〇円)
---	--	---	--

準に適合している場合には二五、五〇〇円)	4 住戸数が一〇戸を超え二五戸以内のもの 七四、〇〇〇円 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては一四、五〇〇円、誘導仕様基準に適合している場合には三七、〇〇〇円)	5 住戸数が二五戸を超え五〇戸以内のもの 一〇六、五〇〇円 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては一四、五〇〇円、誘導仕様基準に適合している場合には二五、五〇〇円)	6 住戸数が五〇戸を超え一〇〇戸以内のもの 一五二、五〇〇円 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては一五、〇〇〇円)
----------------------	---	--	--

能評価を受 けた場合に あつては四 四、五〇〇 円、誘導仕 様基準に適 合させる場 合にあつて は八六、〇 〇〇円、誘 導仕様・計 算併用基準 に適合させ る場合に あつては一 二〇、五〇 〇円）	7 住戸数が 一〇〇戸を 超え二〇〇 戸以内のも の	二一〇、 五〇〇円 （適合審査 又は住宅性 能評価を受 けた場合に あつては七 〇、五〇〇 円、誘導仕 様基準に適 合させる場 合にあつて は一二三、 〇〇〇円、 誘導仕様・ 計算併用基 準に適合さ せる場合に あつては一 六六、五〇 〇円）	8 住戸数が 二〇〇戸を 超え三〇〇 戸以内のも の	二七六、 〇〇〇円 （適合審査 又は住宅性 能評価を受 けた場合に あつては八 九、〇〇〇 円、誘導仕 様基準に適 合させる場 合にあつて は一五九、 〇〇〇円、 誘導仕様・ 計算併用基 準に適合さ せる場合に あつては一 二〇、五〇 〇円）
--	---	---	---	---

能評価を受 けた場合に あつては四 三、五〇〇 円、誘導仕 様基準に適 合している 場合にあつ ては八四、 五〇〇円）	7 住戸数が 一〇〇戸を 超え二〇〇 戸以内のも の	二〇六、 五〇〇円 （適合審査 又は住宅性 能評価を受 けた場合に あつては六 九、〇〇〇 円、誘導仕 様基準に適 合している 場合にあつ ては一二〇、 五〇〇円）	8 住戸数が 二〇〇戸を 超え三〇〇 戸以内のも の	二七〇、 五〇〇円 （適合審査 又は住宅性 能評価を受 けた場合に あつては八 七、〇〇〇 円、誘導仕 様基準に適 合している 場合にあつ ては一五五、 五〇〇円）
--	---	---	---	---

9	住戸数が 三〇〇戸を 超えるもの 三二四、 三〇〇円 (適合審査 又は住宅性 能評価を受 けた場合に あつては九 四、五〇〇 円、誘導仕 様基準に適 合させる場 合にあつて は一八〇、 五〇〇円、 誘導仕様・ 計算併用基 準に適合さ せる場合に あつては二 五二、〇〇 〇円)	10	共用部分 の床面積の 合計が三〇 〇平方メー トル以内の もの 六〇、 五〇〇円 (適合審査 又は住宅性 能評価を受 けた場合は 五、〇〇〇 円)	11	共用部分 の床面積の 合計が三〇 〇平方メー トルを超え 二、〇〇〇 平方メート ル以内のも の 九七、 五〇〇円 (適合審査 又は住宅性 能評価を受 けた場合は 一五、〇〇 〇円)	12	共用部分 の床面積の 合計が二、 〇〇〇平方 メートルを 超え五、〇 〇〇平方メ ートル以内 のもの 一五二、 〇〇〇円
9	住戸数が 三〇〇戸を 超えるもの 三二七、 五〇〇円 (適合審査 又は住宅性 能評価を受 けた場合に あつては九 三、〇〇〇 円、誘導仕 様基準に適 合している 場合にあつ ては一七七 〇〇〇円)	10	共用部分 の床面積の 合計が三〇 〇平方メー トル以内の もの 五九、 〇〇〇円 (適合審査 又は住宅性 能評価を受 けた場合は 五、〇〇〇 円)	11	共用部分 の床面積の 合計が三〇 〇平方メー トルを超え 二、〇〇〇 平方メート ル以内のも の 九七、 〇〇〇円 (適合審査 又は住宅性 能評価を受 けた場合は 一四、五〇 〇円)	12	共用部分 の床面積の 合計が二、 〇〇〇平方 メートルを 超え五、〇 〇〇平方メ ートル以内 のもの 一五二、 〇〇〇円

16 工場部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以内のもの 五九、〇〇〇円 （適合審査を受けた場合、五、〇〇〇円）	15 共用部分の床面積の合計が二五〇〇平方メートルを超えるもの 二七一、五〇〇円 （適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、一〇九、〇〇〇円）	14 共用部分の床面積の合計が一〇〇〇平方メートルを超え二五、〇〇〇平方メートル以内のもの 二三三、〇〇〇円 （適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、六九、〇〇〇円）	13 共用部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 一九五、〇〇〇円 （適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、四三、五〇〇円）
---	---	--	---

17	工場部分の床面積の合計が三〇〇平方メートルを超え、二、〇〇〇平方メートル以内のもの	九 九	五〇〇円	（適合審査を受けた場合、一五〇〇円）	18	工場部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの	一五五	〇〇〇円	（適合審査を受けた場合、四四五〇〇円）	19	工場部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの	一九九	〇〇〇円	（適合審査を受けた場合、七〇五〇〇円）	20	工場部分の床面積の合計が一〇〇〇平方メートルを超え二五、〇〇〇平方メートル以内のもの	二三八	〇〇〇円	（適合審査を受けた場合、八九〇〇円）	21	工場部分の床面積の合計が二五〇〇平方メートルを超えるもの	二七七	〇〇〇円
----	---	--------	------	--------------------	----	--	-----	------	---------------------	----	---	-----	------	---------------------	----	--	-----	------	--------------------	----	------------------------------	-----	------

[illegible][illegible]

[illegible]

メートルを 超え五、〇 メートル以 内のもの	四四、	4	メートルを 超え一〇、 メートル以 内のもの	七〇、	5	メートルを 超え二五、 メートル以 内のもの	八九、	6	メートルを 超えるもの	一一、	7	メートルを 超えるもの	一一、	8	メートルを 超えるもの	一一、	9	メートルを 超えるもの	一一、	10	メートルを 超えるもの
メートルを 超え五、〇 メートル以 内のもの	四四、	4	メートルを 超え一〇、 メートル以 内のもの	七〇、	5	メートルを 超え二五、 メートル以 内のもの	八九、	6	メートルを 超えるもの	一一、	7	メートルを 超えるもの	一一、	8	メートルを 超えるもの	一一、	9	メートルを 超えるもの	一一、	10	メートルを 超えるもの

メートルを 超え五、〇 メートル以 内のもの	四三、	4	メートルを 超え一〇、 メートル以 内のもの	六九、	5	メートルを 超え二五、 メートル以 内のもの	八七、	6	メートルを 超えるもの	一〇九、	7	メートルを 超えるもの	一〇九、	8	メートルを 超えるもの	一〇九、	9	メートルを 超えるもの	一〇九、	10	メートルを 超えるもの
メートルを 超え五、〇 メートル以 内のもの	四三、	4	メートルを 超え一〇、 メートル以 内のもの	六九、	5	メートルを 超え二五、 メートル以 内のもの	八七、	6	メートルを 超えるもの	一〇九、	7	メートルを 超えるもの	一〇九、	8	メートルを 超えるもの	一〇九、	9	メートルを 超えるもの	一〇九、	10	メートルを 超えるもの

[illegible]

二号イ(2)及び
二号ロ(2)の基
準(以下この
項において「誘
導仕様基準
」という。
「に適合さ
せる場合」に
あつては「一
項第一号第
二号イ(2)及
び第一号第
一項第二号
ロ(1)若しく
は第十号第
二号ロ(1)に
適合させる
場合又は基
準省令第一
条第一項第
二号イ(1)若
しくは第十
条第二号イ
(1)及び第一
条第一項第
二号ロ(2)若
しくは第十
条第二号ロ
(2)(以下「
二」の項にお
いて「仕様・
計算併用基
準」という。
「に適合さ
せる場合」に
あつては「二
八、〇〇〇
円」。

21
床面積の
合計が二〇
〇平方メー
トル以上の
もの
四、
〇〇〇円

(仕様基準
又は誘導仕
様基準に適
合させる場
合にあつて
は「二、一、
〇〇〇円、仕
様・計算併
用基準に適

合させる場 合にあつて は三一、〇 〇〇円）		二 特定建築行 為をしようと する建築物が 一に掲げる建 築物以外の建 築物にあつて は、当該建築 物の住宅部分 （仕様基準に 適合させる場 合にあつては 基準省令第一 条第一項第二 号に規定する 住宅部分、誘 導仕様基準に 適合させる場 合にあつては 基準省令第十 条第二号に規 定する住宅部 分をいう。） の床面積の合 計の1から4 までに掲げる 区分に応じ当 該区分に定め る額、当該建 築物の工場、 倉庫その他エ ネルギー消費 量に関してこ れらに類する 規則で定める 用途に供する 部分（以下こ の項において 「工場等部分 」という。） の床面積の合 計の5から11 までに掲げる 区分に応じ当 該区分に定め る額及び当該 建築物の工場 等以外の部分 の床面積の合 計の12から18 までに掲げる 区分に応じ当 該区分 に定める額を それぞれ合算 した額	1 床面積の 合計が三〇 〇平方メー トル未満の もの 七六、 〇〇〇円 （仕様基準
---------------------------------	--	---	--

2																				3										4																																
様基準に適合させる場	又は誘導仕	様・計算併	用基準に適	合させる場	合にあつて	は五六、〇	〇〇円）	床面積の	合計が三〇	〇平方メー	トル以上二	〇〇〇平方	メートル未	満のもの	一二七、	〇〇〇円	仕様基準	又は誘導仕	様・計算併	用基準に適	合させる場	合にあつて	は三六、〇	〇〇円、仕	は一一四、	合にあつて	合させる場	様基準に適	又は誘導仕	様・計算併	用基準に適	合させる場	合にあつて	は九五、〇	〇〇円）	床面積の	合計が二	〇〇〇平方	メートル以	〇〇〇平方	メートル未	満のもの	一二七、	〇〇〇円	仕様基準	又は誘導仕	様・計算併	用基準に適	合させる場	合にあつて	は一六五、	〇〇〇円）	床面積の	合計が五、	〇〇〇平方	メートル以	上のもの	三十一、	〇〇〇円	仕様基準	又は誘導仕	様基準に適

合	合	併	適	場	で	は	二	四	一	〇	〇	〇	円	5	工	場	等	部	分	の	床	面	積	の	合	計	が	三	〇	〇	平	方	メ	ー	トル	未	満	の	もの	二	五	、	〇	〇	〇	円	(基	準	省	令	第	一	条	第	一	項	第	一	号	ロ	の	基	準	(以	下	こ	の	項	に	お	い	て	「モ	デ	ル	建	築	物	消	費	性	能	基	準	」	と	い	う	。)	に	適	合	さ	せ	る	場	合	に	あ	つ	て	は	二	〇	〇	〇	円	(	6	工	場	等	部	分	の	床	面	積	の	合	計	が	三	〇	〇	平	方	メ	ー	トル	以	上	一	、	〇	〇	〇	平	方	メ	ー	トル	未	満	の	もの	三	四	、	〇	〇	〇	円	(モ	デ	ル	建	築	物	消	費	性	能	基	準	に	適	合	さ	せ	る	場	合	に	あ	つ	て	は	二	〇	〇	〇	円	(	7	工	場	等	部	分	の	床	面	積	の	合	計	が	一	〇	〇	〇	平	方	メ	ー	トル	以	上	一	、	〇	〇	〇	平	方	メ	ー	トル	未	満	の	もの	二	八	、	〇	〇	〇	円	(モ	デ	ル	建	築	物	消	費	性	能	基	準	に	適	合	さ	せ	る	場	合	に	あ	つ	て	は	二	〇	〇	〇	円	(	1	工	場	等	部	分	の	床	面	積	の	合	計	が	三	〇	〇	平	方	メ	ー	トル	未	満	の	もの	二	四	、	〇	〇	〇	円	(建	築	物	エ	ネ	ル	ギ	ー	消	費	性	能	基	準	等	を	定	め	る	省	令	(平	成	二	十	八	年	経	済	産	業	省	令	・	国	土	交	通	省	令	第	一	号	以	下	「基	準	省	令	」	と	い	う	。)	第	一	条	第	一	項	第	一	号	ロ	の	基	準	(以	下	こ	の	項	に	お	い	て	「モ	デ	ル	建	築	物	消	費	性	能	基	準	」	と	い	う	。)	に	適	合	し	て	い	る	場	合	に	あ	つ	て	は	二	〇	〇	〇	円	(	2	工	場	等	部	分	の	床	面	積	の	合	計	が	三	〇	〇	平	方	メ	ー	トル	以	上	一	、	〇	〇	〇	平	方	メ	ー	トル	未	満	の	もの	三	三	、	〇	〇	〇	円	(モ	デ	ル	建	築	物	消	費	性	能	基	準	に	適	合	さ	せ	る	場	合	に	あ	つ	て	は	二	〇	〇	〇	円	(	3	工	場	等	部	分	の	床	面	積	の	合	計	が	一	〇	〇	〇	平	方	メ	ー	トル	以	上	一	、	〇	〇	〇	平	方	メ	ー	トル	未	満	の	もの	二	八	、	〇	〇	〇	円	(モ	デ	ル	建	築	物	消	費	性	能	基	準	に	適	合	さ	せ	る	場	合	に	あ	つ	て	は	二	〇	〇	〇	円	(
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上二、〇〇	〇平方メー	トル未満の	もの	四七、	（モデル建	築物消費性	能基準に適	合させる場	合にあつて	は四一、〇	8	工場等部	分の床面積	の合計が二、	〇〇〇平方	メートル以	上五、〇〇	〇平方メー	トル未満の	もの	一一三、	（モデル建	築物消費性	能基準に適	合させる場	合にあつて	は一〇五、	9	工場等部	分の床面積	の合計が五、	〇〇〇平方	メートル以	上一〇、〇	〇平方メ	ートル未満	のもの	一六七、	（モデル建	築物消費性	能基準に適	合させる場	合にあつて	は一五八、	10	工場等部	分の床面積	の合計が一	〇、〇〇〇	〇平方メー	トル以上二五	〇〇平方	メートル未	満のもの	二〇六、	（モデル建	築物消費性	能基準に適	合させる場	合にあつて	は一八七、	〇〇〇円
-------	-------	-------	----	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---	------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	----	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---	------	-------	--------	-------	-------	-------	------	-------	-----	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	----	------	-------	-------	-------	-------	--------	------	-------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------

上二、〇〇	〇平方メー	トル未満の	もの	四五、	（モデル建	築物消費性	能基準に適	合している	場合にあつ	ては四〇、	4	工場等部	分の床面積	の合計が二、	〇〇〇平方	メートル以	上五、〇〇	〇平方メー	トル未満の	もの	一〇八、	（モデル建	築物消費性	能基準に適	合している	場合にあつ	ては一〇一、	5	工場等部	分の床面積	の合計が五、	〇〇〇平方	メートル以	上一〇、〇	〇平方メ	ートル未満	のもの	一六〇、	（モデル建	築物消費性	能基準に適	合している	場合にあつ	ては一五二、	6	工場等部	分の床面積	の合計が一	〇、〇〇〇	〇平方メー	トル以上二五	〇〇平方	メートル未	満のもの	一九七、	（モデル建	築物消費性	能基準に適	合している	場合にあつ	ては一八九、	〇〇〇円
-------	-------	-------	----	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---	------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	----	------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	---	------	-------	--------	-------	-------	-------	------	-------	-----	------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	---	------	-------	-------	-------	-------	--------	------	-------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	------

[illegible]

18										17										16										15																																		
上のもの	メートル以上	計が二五、〇〇〇平方	床面積の合	外の部分の	工場等以外	〇〇〇円	は四一〇、	合にあって	合させる場	能基準に適	築物消費性	(モデル建	〇〇〇円	八四六、	のもの	メートル未	〇〇平方メ	上二五、〇	メートル以	〇〇〇平方	計が一〇、	床面積の合	外の部分の	工場等以外	〇〇〇円	は三四一、	合にあって	合させる場	能基準に適	築物消費性	(モデル建	〇〇〇円	七一六、	のもの	メートル未	〇〇平方メ	一〇、〇〇	メートル以	〇〇〇平方	計が五、〇	床面積の合	外の部分の	工場等以外	〇〇〇円	は二六一、	合にあって	合させる場	能基準に適	築物消費性	(モデル建	〇〇〇円	五八一、	のもの	平方メートル未	五、〇〇〇	メートル以	〇〇〇平方	計が二、〇	床面積の合	外の部分の	工場等以外	〇〇〇円	は一六一、	合にあって

7																														6																														5																														4																																																											
上のもの																														工場等以外 の部分の 床面積の 合計が二五、〇〇〇平方メートル以上																														工場等以外 の部分の 床面積の 合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上																														工場等以外 の部分の 床面積の 合計が五、〇〇〇平方メートル以上																														工場等以外 の部分の 床面積の 合計が二、〇〇〇平方メートル以上																													
〇〇〇円																														〇〇〇円																														〇〇〇円																														〇〇〇円																																																											
合している場合にある																														合している場合にある																														合している場合にある																														合している場合にある																																																											
築物消費性																														築物消費性																														築物消費性																														築物消費性																																																											
(モデル建																														(モデル建																														(モデル建																														(モデル建																																																											
八〇、〇〇〇円																														八〇、〇〇〇円																														八〇、〇〇〇円																														八〇、〇〇〇円																																																											
のものの																														のものの																														のものの																														のものの																																																											
〇〇平方メートル未満																														〇〇平方メートル未満																														〇〇平方メートル未満																														〇〇平方メートル未満																																																											
上二五、〇																														上二五、〇																														上二五、〇																														上二五、〇																																																											
メートル以上																														メートル以上																														メートル以上																														メートル以上																																																											
〇〇〇平方																														〇〇〇平方																														〇〇〇平方																														〇〇〇平方																																																											
計が一〇、																														計が一〇、																														計が一〇、																														計が一〇、																																																											
床面積の合																														床面積の合																														床面積の合																														床面積の合																																																											
外の部分の																														外の部分の																														外の部分の																														外の部分の																																																											
工場等以																														工場等以																														工場等以																														工場等以																																																											
〇〇〇円																														〇〇〇円																														〇〇〇円																														〇〇〇円																																																											
ては三二七																														ては三二七																														ては二五〇																														ては一五五																																																											
合にあって																														合にあって																														合にあって																														合にあって																																																											
場合にある																														場合にある																														場合にある																														場合にある																																																											
能基準に適																														能基準に適																														能基準に適																														能基準に適																																																											
合している																														合している																														合している																														合している																																																											
もの																														もの																														もの																														もの																																																											
トル未満の																														トル未満の																														トル未満の																														トル未満の																																																											
一〇、〇〇																														一〇、〇〇																														一〇、〇〇																														一〇、〇〇																																																											
〇〇平方メ																														〇〇平方メ																														〇〇平方メ																														〇〇平方メ																																																											
六八六、																														六八六、																														六八六、																														六八六、																																																											
〇〇〇円																														〇〇〇円																														〇〇〇円																														〇〇〇円																																																											
(モデル建																														(モデル建																														(モデル建																														(モデル建																																																											
築物消費性																														築物消費性																														築物消費性																														築物消費性																																																											
能基準に適																														能基準に適																														能基準に適																														能基準に適																																																											
合している																														合している																														合している																														合している																																																											
場合にある																														場合にある																														場合にある																														場合にある																																																											
ては二五〇																														ては二五〇																														ては二五〇																														ては二五〇																																																											
合にあって																														合にあって																														合にあって																														合にあって																																																											
場合にある																														場合にある																														場合にある																														場合にある																																																											
能基準に適																														能基準に適																														能基準に適																														能基準に適																																																											
合している																														合している																														合している																														合している																																																											
場合にある																														場合にある																														場合にある																														場合にある																																																											
築物消費性																														築物消費性																														築物消費性																														築物消費性																																																											
(モデル建																														(モデル建																														(モデル建																														(モデル建																																																											
五五七、																														五五七、																														五五七、																														五五七、																																																											
の																														の																														の																														の																																																											
ル未満のも																														ル未満のも																														ル未満のも																														ル未満のも																																																											
平方メート																														平方メート																														平方メート																														平方メート																																																											
五、〇〇〇																														五、〇〇〇																														五、〇〇〇																														五、〇〇〇																																																											
メートル以上																														メートル以上																														メートル以上																														メートル以上																																																											
〇〇〇平方メ																														〇〇〇平方メ																														〇〇〇平方メ																														〇〇〇平方メ																																																											
計が二、〇																														計が二、〇																														計が二、〇																														計が二、〇																																																											
床面積の合																														床面積の合																														床面積の合																														床面積の合																																																											
外の部分の																														外の部分の																														外の部分の																														外の部分の																																																											
工場等以																														工場等以																														工場等以																														工場等以																																																											
〇〇〇円																														〇〇〇円																														〇〇〇円																														〇〇〇円																																																											
ては一五五																														ては一五五																														ては一五五																														ては一五五																																																											
場合にあって																														場合にあって																														場合にあって																														場合にあって																																																											

[illegible]

2	床面積の	〇〇円	は二八〇	合にあって	合させる場	用基準に適	様・計算併	〇〇円、仕	は一八〇	合にあって	合させる場	様基準に適	又は誘導仕	(仕様基準	〇〇〇円	三八、	もの	トル未満の	〇平方メー	合計が三〇	1	額	床面積の	合算した	める額をそ	当該区分に	る区分に応	18までに掲	合計の12か	分の床面積	場等以外の部	該建築物の工	める額及び当	当該区分に定	る区分に定	11までに掲	合計の5から	分の床面積の	物の工場等部	額、当該建築	区分に定める	分に定める	をいう。の	床面積の合計	の1から4ま	でに掲げる区	分に定める	準省令第十条	第二号に規定	する住宅部分	第二号に規定	準省令第十条	あつては、基	させる場合に	様基準に適合	部分、誘導仕	規定する住宅	省令第一条第	つては、基準	せる場合にあ	基準に適合さ	宅部分(仕様	該建築物の住	あつては、当	外の建築物に	げる建築物以	建築物が一に掲	ようとする建	建築行為をし	変更して特定
---	------	-----	------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-----	----	-------	-------	-------	---	---	------	------	-------	-------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------

5	分の床面積	工場等部	合計が三〇 平方メートル以上二 〇〇〇平方 メートル未 満のもの 六三、 五〇〇円	又は誘導仕 様基準に適 合させる場 合にあつて は三一、五 〇〇円、仕 様・計算併 用基準に適 合させる場 合にあつて は四七、五 〇〇円）	3	合計が二、 〇〇〇平方 メートル以 上五、〇〇 〇平方メー トル未満の もの 一〇八、 五〇〇円	又は誘導仕 様基準に適 合させる場 合にあつて は五七、〇 〇〇円、仕 様・計算併 用基準に適 合させる場 合にあつて は八二、五 〇〇円）	4	合計が五、 〇〇〇平方 メートル以 上のもの 一五五、 五〇〇円	又は誘導仕 様基準に適 合させる場 合にあつて は八六、〇 〇〇円、仕 様・計算併 用基準に適 合させる場 合にあつて は一二〇、 五〇〇円）	5	分の床面積	工場等部
---	-------	------	---	---	---	--	---	---	---	--	---	-------	------

1	分の床面積	工場等部
---	-------	------

の合計が三 〇〇平方メ ートル未満 のもの	一、二、	（モデル建 築物消費性 能基準に適 合させる場 合にあって は五〇、五 〇〇円）	六、	（モデル建 築物消費性 能基準に適 合させる場 合にあって は一〇、五 〇〇円）	六、	分の床面積 の合計が三 〇〇平方メ ートル以上 一、〇〇〇 平方メート ル未満のも の	一、七、	（モデル建 築物消費性 能基準に適 合させる場 合にあって は一四、五 〇〇円）	七、	分の床面積 の合計が一、 〇〇〇平方 メートル以 上二、〇〇 〇平方メー トル未満の もの	二、三、	（モデル建 築物消費性 能基準に適 合させる場 合にあって は二〇、五 〇〇円）	八、	工場等部 分の床面積 の合計が二、 〇〇〇平方 メートル以 上五、〇〇 〇平方メー トル未満の もの	五、六、	（モデル建 築物消費性 能基準に適 合させる場 合にあって は五二、五 〇〇円）
--------------------------------	------	--	----	--	----	--	------	--	----	--	------	--	----	--	------	--

の合計が三 〇〇平方メ ートル未満 のもの	一、二、	（モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合にあつ ては五〇、 五〇〇円）	二、	（モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合にあつ ては一〇、 五〇〇円）	二、	分の床面積 の合計が三 〇〇平方メ ートル以上 一、〇〇〇 平方メート ル未満のも の	一、六、	（モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合にあつ ては一四、 五〇〇円）	三、	分の床面積 の合計が一、 〇〇〇平方 メートル以 上二、〇〇 〇平方メー トル未満の もの	二、二、	（モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合にあつ ては二〇、 五〇〇円）	四、	工場等部 分の床面積 の合計が二、 〇〇〇平方 メートル以 上五、〇〇 〇平方メー トル未満の もの	五、四、	（モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合にあつ ては五〇、 五〇〇円）
--------------------------------	------	---	----	---	----	--	------	---	----	--	------	---	----	--	------	---

9	工場等部の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上、〇〇平方メートル未満のもの	五〇〇円	(モデル建築物消費性エネルギー基準に適合している場合)	10	工場等部の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの	一〇三、〇〇〇円	(モデル建築物消費性エネルギー基準に適合している場合)	11	工場等部の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のも	一二七、〇〇〇円	(モデル建築物消費性エネルギー基準に適合している場合)	12	工場等以外の部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの	一二六、〇〇〇円	(モデル建築物消費性エネルギー基準に適合している場合)
---	---	------	-----------------------------	----	---	----------	-----------------------------	----	------------------------------	----------	-----------------------------	----	--------------------------------	----------	-----------------------------

5	工場等部の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上、〇〇平方メートル未満のもの	八〇、〇〇〇円	(モデル建築物消費性エネルギー基準に適合している場合)	6	工場等部の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの	九八、〇〇〇円	(モデル建築物消費性エネルギー基準に適合している場合)	7	工場等部の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のも	一二二、〇〇〇円	(モデル建築物消費性エネルギー基準に適合している場合)	1	工場等以外の部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの	一二〇、〇〇〇円	(モデル建築物消費性エネルギー基準に適合している場合)
---	---	---------	-----------------------------	---	---	---------	-----------------------------	---	------------------------------	----------	-----------------------------	---	--------------------------------	----------	-----------------------------

16	15	14	13	は四八、〇
外、工場の部分の面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上、〇〇〇平方メートル未満のもの	外、工場の部分の面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上、五、〇〇〇平方メートル未満のもの	外、工場の部分の面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以上、二、〇〇〇平方メートル未満のもの	外、工場の部分の面積の合計が三、〇〇〇平方メートル以上、一〇、〇〇〇平方メートル未満のもの	
（モデル建築物消費性エネルギー基準に適合している場合）	（モデル建築物消費性エネルギー基準に適合している場合）	（モデル建築物消費性エネルギー基準に適合している場合）	（モデル建築物消費性エネルギー基準に適合している場合）	
五〇〇〇円	五〇〇〇円	五〇〇〇円	五〇〇〇円	

5	4	3	2	ては四六、〇〇〇円
外、工場の部分の面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上、一〇、〇〇〇平方メートル未満のもの	外、工場の部分の面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上、五、〇〇〇平方メートル未満のもの	外、工場の部分の面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以上、二、〇〇〇平方メートル未満のもの	外、工場の部分の面積の合計が三、〇〇〇平方メートル以上、一〇、〇〇〇平方メートル未満のもの	
（モデル建築物消費性エネルギー基準に適合している場合）	（モデル建築物消費性エネルギー基準に適合している場合）	（モデル建築物消費性エネルギー基準に適合している場合）	（モデル建築物消費性エネルギー基準に適合している場合）	
五〇〇〇円	五〇〇〇円	五〇〇〇円	五〇〇〇円	

もの 三五八、 〇〇〇円 （モデル建 築物消費性 能基準に適 合させる場 合にあつて は一七〇、 五〇〇円） 17] 工場等以 外の部分の 床面積の合 計が一〇、 〇〇〇平方 メートル以 上二五、〇 〇〇平方メ ートル未満 のもの 四二三、 〇〇〇円 （モデル建 築物消費性 能基準に適 合させる場 合にあつて は二〇五、 〇〇〇円） 18] 工場等以 外の部分の 床面積の合 計が二五、 〇〇〇平方 メートル以 上のもの 四八二、 五〇〇円 （モデル建 築物消費性 能基準に適 合させる場 合にあつて は二四〇、 五〇〇円） 一 建築物エネ ルギー消費性 能向上計画に より新築又は 増築、改築若 しくは修繕等 （以下この項 において「新 築等」という。 ）しようとする 建築物が一 戸建ての住宅 の場合にあつ ては、当該建 築物の床面積 の合計の1及 び2に掲げる 区分に応じ当 該区分に定め る額	もの 三四三、 〇〇〇円 （モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合にあつ ては一六三、 五〇〇円） 6] 工場等以 外の部分の 床面積の合 計が一〇、 〇〇〇平方 メートル以 上二五、〇 〇〇平方メ ートル未満 のもの 四〇五、 〇〇〇円 （モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合にあつ ては一九六、 五〇〇円） 7] 工場等以 外の部分の 床面積の合 計が二五、 〇〇〇平方 メートル以 上のもの 四六二、 五〇〇円 （モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合にあつ ては二三〇、 五〇〇円） 一 建築物エネ ルギー消費性 能向上計画に より新築又は 増築、改築若 しくは修繕等 （以下この項 において「新 築等」という。 ）しようとする 建築物が一 戸建ての住宅 （住宅の用途に 以外の用途に 供する部分を 有しないもの に限る。以下 この項におい て同じ。）の 場合にあつて は、当該建築 物の床面積の	法第三十四条第一項 の規定による建築物 エネルギー消費性能 向上計画の認定の申 請に対する審査	法第二十九条第一項 の規定による建築物 エネルギー消費性能 向上計画の認定の申 請に対する審査	建築物エネルギー 消費性能 向上計画認定 申請手数料	建築物エネルギー 消費性能 向上計画認定 申請手数料
--	--	--	--	---	---

2 床面積の 合計が二〇 〇平方メー トル以上の	1 床面積の 合計が二〇 〇平方メー トル未満の もの 三八、 〇〇〇円
2 床面積の 合計が二〇 〇平方メー トル以上の	1 額 床面積の 合計が二〇 〇平方メー トル未満の もの 三八、 〇〇〇円

もの	四二、	〇〇〇〇円	(誘導基準 適合図書 提出する場 合にあって は五、〇〇 〇円、誘導 仕様基準に 適合させる 場合にあつ ては二一、 〇〇〇円、 誘導仕様・ 計算併用基 準に適合さ せる場合に あつては三 一、〇〇〇 円)	二 建築物エネ ルギー消費 性 能 向 上 計 画 に よ り 新 築 等 し よ う と す る 建 築 物 が 一 に 掲 げ る 建 築 物 以 外 の 建 築 物 に あ つ て は、 当 該 建 築 物 の 住 宅 部 分 (基 準 省 令 第 十 条 第 二 号 に 規 定 す る 住 宅 部 分 を い う。1から 4までにお いて同じ。)の 床面積(基 準省令第十 三 条 第 三 項 第 二 号 に 規 定 す る 数 値 に よ り 認 定 を 受 け よ う と す る 場 合 に あ つ ては、住 戸の部分 のみ(床 面積)の合 計の1から 4までに掲 げる区分 に応じ当該 区分に定め る額を、当 該建築物の 非住宅部分 の床面積の 合計の5か ら11までに 掲げる区分 に応じ当該 区分に定め る額を、そ れぞれ合算 した額	1 住宅部分 の床面積の 合計が三〇 〇平方メー
----	-----	-------	--	---	--------------------------------------

もの	四〇、	〇〇〇〇円	(誘導基準 適合図書 提出する場 合にあって は五、〇〇 〇円、誘導 仕様基準に 適合してい る場合に あつては二 〇〇〇円)	二 建築物エネ ルギー消費 性 能 向 上 計 画 に よ り 新 築 等 し よ う と す る 建 築 物 が 一 に 掲 げ る 建 築 物 以 外 の 場 合 に あ つ ては、 当 該 建 築 物 の 住 宅 部 分 (法 第 十 一 条 第 一 項 に 規 定 す る 住 宅 部 分 を い う。 以下この項 において同 じ。)の床 面積(基 準省令第十 三 条 第 三 項 第 二 号 に 規 定 す る 数 値 に よ り 認 定 を 受 け よ う と す る 場 合 に あ つ ては、住 戸の部分 のみ(床 面積)の合 計の1から 4までに掲 げる区分 に応じ当該 区分に定め る額を、当 該建築物の 非住宅部分 の床面積の 合計の5か ら11まで に掲げる区 分に応じ当 該区分に 定める額 を、それぞ れ合算した 額	1 住宅部分 の床面積の 合計が三〇 〇平方メー
----	-----	-------	---	---	--------------------------------------

トル未満のもの 七六、〇〇〇円	（誘導基準 適合図書 提出する場合 合にあつて は一〇、〇 〇〇円、誘 導仕様基準 に適合させ る場合にあ つては三六 〇〇〇円、	誘導仕様・ 計算併用基 準に適合さ せる場合に あつては五 六、〇〇〇 円）	² 住宅部分 の床面積の 合計が三〇 〇平方メー トル以上二 〇〇〇平方 メートル未 満のもの 一二七、 〇〇〇円	（誘導基準 適合図書 提出する場合 合にあつて は二二、〇 〇〇円、誘 導仕様基準 に適合させ る場合にあ つては六三 〇〇〇円、	誘導仕様・ 計算併用基 準に適合さ せる場合に あつては九 五、〇〇〇 円）	³ 住宅部分 の床面積の 合計が二、 〇〇〇平方 メートル以 上五、〇〇 〇平方メー トル未満の もの 二一七、 〇〇〇円	（誘導基準 適合図書 提出する場合 合にあつて は五〇、〇 〇〇円、誘
--------------------	---	--	--	---	--	---	--

トル未満のもの 七三、〇〇〇円	（誘導基準 適合図書 提出する場合 合にあつて は一〇、〇 〇〇円、誘 導仕様基準 に適合させ る場合に あつては三 五、〇〇〇 円）	² 住宅部分 の床面積の 合計が三〇 〇平方メー トル以上二 〇〇〇平方 メートル未 満のもの 一二二、 〇〇〇円	（誘導基準 適合図書 提出する場合 合にあつて は二一、〇 〇〇円、誘 導仕様基準 に適合させ る場合に あつては六 〇、〇〇〇 円）	³ 住宅部分 の床面積の 合計が二、 〇〇〇平方 メートル以 上五、〇〇 〇平方メー トル未満の もの 二〇八、 〇〇〇円	（誘導基準 適合図書 提出する場合 合にあつて は四八、〇 〇〇円、誘
--------------------	--	--	--	---	--

導仕様基準	に適合させる場合にある場合は、一四、〇〇〇円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては、一六五、〇〇〇円）	4 住宅部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上のもの	三十一、〇〇〇円	（誘導基準適合図書を提出する場合にあつては、八九、〇〇〇円、誘導仕様基準に適合させる場合にある場合は、一七二、〇〇〇円）	5 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの	二五二、〇〇〇円	（誘導基準適合図書を提出する場合にあつては、一〇、〇〇〇円、非住宅建築物の基準省令第10条第1号の基準（以下この項において「モデル建築物誘導基準」という。）に適合させる場合又は基準省令第1条第1号及び第10条
-------	---	-----------------------------------	----------	--	----------------------------------	----------	--

導仕様基準	に適合している場合にある場合は、一四、〇〇〇円）	4 住宅部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上のもの	二九八、〇〇〇円	（誘導基準適合図書を提出する場合にあつては、八五、〇〇〇円、誘導仕様基準に適合している場合は、一六五、〇〇〇円）	5 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの	二四一、〇〇〇円	（誘導基準適合図書を提出する場合にあつては、一〇、〇〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合又は基準省令第1条第1号及び第10条第1号イ(2)の基準に適合している場合（誘導基準適合図書を提出する場合）
-------	--------------------------	-----------------------------------	----------	--	----------------------------------	----------	--

第一号イ② の基準に 合させる 合（誘導 準適合図 書を提出 する場合 を除く。 以下この 項におい て「モデ ル建築物 誘導基準 等に適合 せる場合 」という ）にあつ ては	九六、〇〇 〇円	6 非住宅部 分の床面 積の合計 が三〇〇 平方メー ートル以 上、一〇 平方メー ートル未 満のもの 三一五、 〇〇〇円	（誘導基準 適合図書を 提出する場合 にあつて は）一八、 〇〇〇円、 モ	デル建築物 誘導基準等 に適合させ る場合に あつては	二、〇〇〇 円	7 非住宅部 分の床面積 の合計が一 〇〇〇平方 メートル以 上二、〇 〇平方メ ートル未 満のもの 四〇七、 〇〇〇円	（誘導基準 適合図書を 提出する場合 にあつて は）三〇、 〇〇〇円、 モ	デル建築物 誘導基準等 に適合させ る場合に あつては	一、〇〇〇 円	8 非住宅部 分の床面積 の合計が一 五五、〇 〇〇円
---	-------------	---	---	---	------------	---	---	---	------------	--

する場合を 除く。以下 この項にお いて「モデ ル建築物誘 導基準等に 適合してい る場合」と いう。）に あつては九 二、〇〇〇 円	6 非住宅部 分の床面 積の合計 が三〇〇 平方メー ートル以 上、一〇 平方メー ートル未 満のもの 三〇二、 〇〇〇円	（誘導基準 適合図書を 提出する場合 にあつて は）一七、 〇〇〇円、 モ	デル建築物 誘導基準等 に適合させ る場合に あつては	一七、〇〇 円	7 非住宅部 分の床面積 の合計が一 〇〇〇平方 メートル以 上二、〇 〇平方メ ートル未 満のもの 三九〇、 〇〇〇円	（誘導基準 適合図書を 提出する場合 にあつて は）二八、 〇〇〇円、 モ	デル建築物 誘導基準等 に適合させ る場合に あつては	五五、〇〇 〇円	8 非住宅部 分の床面積 の合計が一 五五、〇 〇〇円
--	---	---	---	------------	---	---	---	-------------	--

[illegible]

法第三十条第二項（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の適合の審査に係る申出の受付	建築物エネルギー消費性能向上計画の建築基準関係規定適合審査手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物（法第三十一条第二項の規定による場合は、計画の変更に係るものに限り、以下この項において同じ。）の床面積の合計（建築物の建築又は大規模の修繕若しくは用途の変更（以下この項において「用途変更等」という。）をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は用途変更等に係る部分の床面積（建築基準法第六条第一	11 非住宅部の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの 九六五、〇〇〇円 （誘導基準適合図書を提出する場合にあつては二二三、〇〇〇円、モデル建築物誘導基準等に適合し、あつては四八、〇〇〇円） 三 法第二十九条第三項各号に掲げる事項を記載しようとする建築物エネルギー消費性能向上計画にあつては、当該計画に係る建築物一棟ごとに一及び二に掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額
法第三十五条第二項（法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の建築基準関係規定の適合の審査に係る申出の受付	建築物エネルギー消費性能向上計画の建築基準関係規定適合審査手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物（法第三十六条第二項の規定による場合は、計画の変更に係るものに限り、以下この項において同じ。）の床面積の合計（建築物の建築又は大規模の修繕若しくは用途の変更（以下この項において「用途変更等」という。）をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は用途変更等に係る部分の床面積（建築基準法第六条第一	11 非住宅部の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの 九二五、〇〇〇円 （誘導基準適合図書を提出する場合にあつては二二三、〇〇〇円、モデル建築物誘導基準等に適合し、あつては四六、〇〇〇円） 三 法第三十四条第三項各号に掲げる事項を記載しようとする建築物エネルギー消費性能向上計画にあつては、当該計画に係る建築物一棟ごとに一及び二に掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額

項（同法第八十七
条第一項にお
いて準用する
場合を含む。）
の規定による
確認を受けた
既存建築物の
全部若しくは
一部を含むん
だ建築物又は
用途変更等に
係るものにあ
つては、建築
により床面積
が増加する場
合においては
当該増加する
部分の床面積
とし、用途変
更等の場合
においては当
該用途変更等
に係る部分の
床面積の二分
の一とする。
一十から一十
九までの間に
おいて同一の
一から一十ま
でに掲げる区
分に定める額
に、建築基準
法第六条の三
第一項に規定
する構造計算
適合性判定（
以下この項に
おいて「構造
計算適合性判
定」という。）
を必要とする
建築物の一部
が構造計算適
合性判定を要
する場合にお
いては当該部
分を構造計算
適合性判定を
必要とする建
築物とし、建
築物の二以上
の部分が一十
パーセント以
上の他の相互
に応力を伝え
ない構造方法
のみで接して
いる場合には
それぞれ別の
建築物として
構造計算適合
性判定を要す
る建築物とし
て、この項に
おいて「構造
計算適合性判
定対象建築物
」という。一棟
ごとに、床面
積の合計（既
存建築物の全
部又は一部を
含んで構造計
算適

項（同法第八十七
条第一項にお
いて準用する
場合を含む。）
の規定による
確認を受けた
既存建築物の
全部若しくは
一部を含むん
だ建築物又は
用途変更等に
係るものにあ
つては、建築
により床面積
が増加する場
合においては
当該増加する
部分の床面積
とし、用途変
更等の場合
においては当
該用途変更等
に係る部分の
床面積の二分
の一とする。
一十九までの
間に同一の一
から一十九ま
でに掲げる区
分に定める額
に、建築基準
法第六条の三
第一項に規定
する構造計算
適合性判定（
以下この項に
おいて「構造
計算適合性判
定」という。）
を必要とする
建築物の一部
が構造計算適
合性判定を要
する場合にお
いては当該部
分を構造計算
適合性判定を
必要とする建
築物とし、建
築物の二以上
の部分が一十
パーセント以
上の他の相互
に応力を伝え
ない構造方法
のみで接して
いる場合には
それぞれ別の
建築物として
構造計算適合
性判定を要す
る建築物とし
て、この項に
おいて「構造
計算適合性判
定対象建築物
」という。一棟
ごとに、床面
積の合計（既
存建築物の全
部又は一部を
含んで構造計
算適

合 性 判 定 を 必 要 と す る 場 合 に お い て は 構 造 計 算 適 合 性 判 定 の 対 象 と な る 床 面 積 に 当 該 既 存 建 築 物 の 床 面 積 を 加 え る もの とし、 法 第 三 十 一 条 第 二 項 の 規 定 に よ る 場 合 に お い て は 当 該 計 画 の 変 更 に 伴 い 構 造 計 算 適 合 性 判 定 が 必 要 と な る 建 築 物 の 床 面 積 と す る。二 一 か ら 二 五 ま で に お い て 同 じ。 一 の 二 一 か ら 二 五 ま で に 掲 げ る 区 分 に 応 じ 当 該 区 分 に 定 め る 額 を 合 算 し た 額 を 加 え た 額	一 の 二 八 の 一 合 計 が 三 〇 平 方 メ ー ト ル 以 内 の もの	二 の 二 八 の 二 合 計 が 三 〇 〇 〇 円 平 方 メ ー ト ル を 超 え 一 〇 〇 平 方 メ ー ト ル 以 内 の もの	三 の 二 九 の 一 合 計 が 一 〇 〇 〇 円 平 方 メ ー ト ル を 超 え 二 〇 〇 平 方 メ ー ト ル 以 内 の もの	四 の 二 九 の 二 合 計 が 二 〇 〇 〇 円 平 方 メ ー ト ル を 超 え 三 〇 〇 平 方 メ ー ト ル 以 内 の もの	五 の 三 〇 の 一 合 計 が 三 〇 〇 〇 円 平 方 メ ー ト ル を 超 え 五 〇 〇 平 方 メ ー ト ル 以 内 の もの	三 六 の 三 〇 の 二
--	--	---	---	---	---	---------------------------------

合 性 判 定 を 必 要 と す る 場 合 に お い て は 構 造 計 算 適 合 性 判 定 の 対 象 と な る 床 面 積 に 当 該 既 存 建 築 物 の 床 面 積 を 加 え る もの とし、 法 第 三 十 六 条 第 二 項 の 規 定 に よ る 場 合 に お い て は 当 該 計 画 の 変 更 に 伴 い 構 造 計 算 適 合 性 判 定 が 必 要 と な る 建 築 物 の 床 面 積 と す る。二 一 か ら 二 五 ま で に お い て 同 じ。 一 の 二 一 か ら 二 五 ま で に 掲 げ る 区 分 に 応 じ 当 該 区 分 に 定 め る 額 を 合 算 し た 額 を 加 え た 額	一 の 二 七 の 一 合 計 が 三 〇 平 方 メ ー ト ル 以 内 の もの	二 の 二 七 の 二 合 計 が 三 〇 〇 〇 円 平 方 メ ー ト ル を 超 え 一 〇 〇 平 方 メ ー ト ル 以 内 の もの	三 の 二 八 の 一 合 計 が 一 〇 〇 〇 円 平 方 メ ー ト ル を 超 え 二 〇 〇 平 方 メ ー ト ル 以 内 の もの	四 の 二 八 の 二 合 計 が 二 〇 〇 〇 円 平 方 メ ー ト ル を 超 え 三 〇 〇 平 方 メ ー ト ル 以 内 の もの	二 六 の 二 〇 〇 〇 円
--	--	---	---	---	--------------------------------------

[illegible]

〇〇円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合には、四〇〇〇円	2 床面積の合計が二〇〇平方メートル以上のもの 二〇、〇〇〇円 (誘導基準適合図書を提出する場合にあっては二、五〇〇円、誘導仕様基準に適合させる場合には一〇、五〇〇円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合には一五、五〇〇円) 二 建築物エネルギー消費性能向上計画を変更しようとする建築物が一に掲げる建築物以外の場合にあつては、当該建築物の住宅部分(基準省令第十条第二号に規定する住宅部分)の床面積(基準省令第十三条第三項第二号に規定する評価による評価)又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和四年
---------------------------------	--

「誘導仕様基準」という。)に適合している場合(誘導基準適合図書)を提出する場合を除く。以下この項において同じ。)にあつては九、〇〇〇円) 2 床面積の合計が二〇〇平方メートル以上のもの 二〇、〇〇〇円 (誘導基準適合図書を提出する場合にあっては二、五〇〇円、誘導仕様基準に適合している場合には一〇、〇〇〇円) 二 建築物エネルギー消費性能向上計画を変更しようとする建築物が一に掲げる建築物以外の場合にあつては、当該建築物の住宅部分の床面積(基準省令第十三条第三項第二号に規定する評価による評価)又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和四年経済産業・国土交通省令第一号)附則第二項若しくは第六項の規定によりなお従

四年経済産業
・国土交通省
令第一号（附
則第二項又は
第六項の規定
によりなお従
前の例による
こととされる
同省令による
改正前の基準
省令第四条第
三項第二号に
規定する数値
による評価に
より認定を受
けようとする
場合にあつて
は、住戸の部
分のみを床面
積）の合計（
既に当該計画
の認定を受け
た部分で変更
しない部分に
係るものを含
む。）の1か
ら4までに掲
げる区分に応
じ当該区分に
定める額及び
当該建築物の
非住宅部分の
床面積の合計
（既に当該計
画の認定を受
けた部分で変
更しない部分
に係るものを
含む。）の5
から11までに
掲げる区分に
応じ当該区分
に定める額を
それぞれ合算
した額

1 住宅部分
の床面積の
合計が三〇
〇平方メー
トル未満の
もの
三八、
〇〇〇円
（誘導基準
適合図書を
提出する場
合にあつて
は五、〇〇
〇円、誘導
仕様基準に
適合させる
場合にあつ
ては一八、
〇〇〇円、
誘導仕様・
計算併用基
準に適合さ

前の例による
こととされる
同省令による
改正前の基準
省令第四条第
三項第二号に
規定する数値
による評価に
より認定を受
けようとする
場合にあつて
は、住戸の部
分のみを床面
積）の合計（
既に当該計画
の認定を受け
た部分で変更
しない部分に
係るものを含
む。）の1か
ら4までに掲
げる区分に応
じ当該区分に
定める額を、
当該建築物の
非住宅部分の
床面積の合計
（既に当該計
画の認定を受
けた部分で変
更しない部分
に係るものを
含む。）の5
から11までに
掲げる区分に
応じ当該区分
に定める額を、
それぞれ合算
した額

1 住宅部分
の床面積の
合計が三〇
〇平方メー
トル未満の
もの
三六、
五〇〇円
（誘導基準
適合図書を
提出する場
合にあつて
は五、〇〇
〇円、誘導
仕様基準に
適合してい
る場合にあ
つては一七
五〇〇円）

2 住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二〇〇〇平方メートル未満のもの 六三、五〇〇円 (誘導基準 適合図書 提出する場合にあつては二〇〇円、誘導仕様基準に適合させる場合には三一、五〇〇円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合には四七、五〇〇円)	3 住宅部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの 一〇八、五〇〇円 (誘導基準 適合図書を提出する場合にあつては二五、〇〇〇円、誘導仕様基準に適合させる場合には五七、五〇〇円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合には八二、五〇〇円)	4 住宅部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上のもの
2 住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二〇〇〇平方メートル未満のもの 六一、〇〇〇円 (誘導基準 適合図書を提出する場合にあつては一〇、五〇〇円、誘導仕様基準に適合している場合には三〇、〇〇〇円、誘導仕様・計算併用基準に適合している場合には五四、五〇〇円)	3 住宅部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの 一〇四、〇〇〇円 (誘導基準 適合図書を提出する場合にあつては二四、〇〇〇円、誘導仕様基準に適合している場合には五四、五〇〇円)	4 住宅部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上のもの

一五五、 五〇〇円	(誘導基準 適合図書 提出する場 合にあつて は四四、五 〇円、誘 導仕様基 準に適合せ る場合に あつては八 六、五〇 円、 誘導仕様・ 計算併用基 準に適合さ せる場合に あつては一 二〇、五〇 円)	5 非住宅部 分の床面積 の合計が三 〇〇平方メ ートル未満 のもの 一二六、 〇〇〇円	(誘導基準 適合図書 提出する場 合にあつて は五、〇〇 円、モデ ル建築物誘 導基準等に 適合させる 場合にあつ ては四八、 〇〇〇円)	6 非住宅部 分の床面積 の合計が三 〇〇平方メ ートル以上 一、〇〇〇 平方メート ル未満のも の 一五七、 五〇〇円	(誘導基準 適合図書 提出する場 合にあつて は九、〇〇 円、モデ ル建築物誘 導基準等に 適合させる 場合にあつ ては六一、 〇〇〇円)	7 非住宅部 分の床面積 の合計が一、 〇〇〇平方
--------------	--	--	--	---	--	---------------------------------------

一四九、 〇〇〇円	(誘導基準 適合図書 提出する場 合にあつて は四二、五 〇円、誘 導仕様基 準に適合し ている場合 にあつては 八二、五〇 円)	5 非住宅部 分の床面積 の合計が三 〇〇平方メ ートル未満 のもの 一二〇、 五〇〇円	(誘導基準 適合図書 提出する場 合にあつて は五、〇〇 円、モデ ル建築物誘 導基準等に 適合してい る場合に あつては四 六、〇〇 円)	6 非住宅部 分の床面積 の合計が三 〇〇平方メ ートル以上 一、〇〇〇 平方メート ル未満のも の 一五一、 〇〇〇円	(誘導基準 適合図書 提出する場 合にあつて は八、五〇 円、モデ ル建築物誘 導基準等に 適合してい る場合に あつては五 八、五〇 円)	7 非住宅部 分の床面積 の合計が一、 〇〇〇平方
--------------	--	--	--	---	--	---------------------------------------

8										9									
メートル以	上二、〇〇	〇平方メー	トル未満の	もの	二〇三、	五〇〇円	（誘導基準	適合図書を	提出する場	合にあつて	は一五、〇	〇〇円、モ	デル建築物	誘導基準等	に適合させ	る場合にあ	つては一七	〇、五〇〇	円
8										9									
分の床面積	の合計が二、	〇〇〇平方	メートル以	上五、〇〇	〇平方メー	トル未満の	もの	二九〇、	五〇〇円	（誘導基準	適合図書を	提出する場	合にあつて	は四四、五	〇〇円、モ	デル建築物	誘導基準等	に適合させ	る場合にあ
8										9									
分の床面積	の合計が二、	〇〇〇平方	メートル以	上五、〇〇	〇平方メー	トル未満の	もの	二九〇、	五〇〇円	（誘導基準	適合図書を	提出する場	合にあつて	は四四、五	〇〇円、モ	デル建築物	誘導基準等	に適合させ	る場合にあ

8										9									
メートル以	上二、〇〇	〇平方メー	トル未満の	もの	一九五、	〇〇〇円	（誘導基準	適合図書を	提出する場	合にあつて	は一四、〇	〇〇円、モ	デル建築物	誘導基準等	に適合させ	る場合にあ	つては一	六三、五〇	円
8										9									
分の床面積	の合計が二、	〇〇〇平方	メートル以	上五、〇〇	〇平方メー	トル未満の	もの	二七八、	五〇〇円	（誘導基準	適合図書を	提出する場	合にあつて	は四二、五	〇〇円、モ	デル建築物	誘導基準等	に適合させ	る場合にあ
8										9									
分の床面積	の合計が二、	〇〇〇平方	メートル以	上五、〇〇	〇平方メー	トル未満の	もの	二七八、	五〇〇円	（誘導基準	適合図書を	提出する場	合にあつて	は四二、五	〇〇円、モ	デル建築物	誘導基準等	に適合させ	る場合にあ

10 ○円	非住宅部 分の床面積 の合計が一 〇、〇〇〇 平方メート ル以上二五 〇〇〇平方 メートル未 満のもの 四二、三、 〇〇〇円	(誘導基準 適合図書 提出する場 合にあって は八五、〇 〇〇円、モ デル建築物 誘導基準等 に適合させ る場合に あっては二 五、〇〇〇 円)	11 非住宅部 分の床面積 の合計が二 五、〇〇〇 平方メート ル以上のも の 四八二、 五〇〇円	(誘導基準 適合図書 提出する場 合にあって は一〇六、 五〇〇円、 モデル建 築物誘導基 準等に適合 している場 合にあって は二四〇、 五〇〇円)	三 法第二十九 条第三項各 号に掲げる 事項に記載 された建 築物エネル ギ消費性能 向上計画(以 下この項に おいて「複 数建築物エ ネルギー消 費性能向上 計画」とい う。)を更 しょうとする 場合又は建 築物エネル ギー消費能 力向上計画 を複数建 築物エネル ギー消費能 力向上計画
----------	--	--	--	---	---

10 ○円	非住宅部 分の床面積 の合計が一 〇、〇〇〇 平方メート ル以上二五 〇〇〇平方 メートル未 満のもの 四〇五、 〇〇〇円	(誘導基準 適合図書 提出する場 合にあって は八五、〇 〇〇円、モ デル建築物 誘導基準等 に適合して いる場合に あっては一 九六、五〇 〇円)	11 非住宅部 分の床面積 の合計が二 五、〇〇〇 平方メート ル以上のも の 四六二、 五〇〇円	(誘導基準 適合図書 提出する場 合にあって は一〇六、 五〇〇円、 モデル建 築物誘導基 準等に適合 している場 合にあって は二四〇、 五〇〇円)	三 法第三十四 条第三項各 号に掲げる 事項に記載 された建 築物エネル ギ消費性能 向上計画(以 下この項に おいて「複 数建築物エ ネルギー消 費性能向上 計画」とい う。)を更 しょうとする 場合又は建 築物エネル ギー消費能 力向上計画 を複数建 築物エネル ギー消費能 力向上計画
----------	---	--	--	---	---

[illegible]

以下「消費性エネルギー基準適合図書」という。）を提出する場合にあっては、五、〇〇〇円、基準省令第一条第一項第二号イ(2)及び同号ロ(2)(以下「モデル住宅消費性エネルギー基準適合図書」といいます。)に適合している場合又は同号イ(3)及び同号ロ(3)の基準(以下「仕様基準」といいます。)に適合している場合(消費性エネルギー基準適合図書を提出する場合を除く。以下この項において同じ。)にあつては一八、〇〇〇円(二〇〇〇円)の床面積の合計が二〇〇平方メートル以上のもの、

四、〇〇〇円(消費性エネルギー基準適合図書を提出する場合にあつては、五、〇〇〇円)、

モデル住宅消費性エネルギー基準適合図書に適合している場合又は仕様基準に適合している場合にあっては、二〇、〇〇〇円(一〇、〇〇〇円)

申請に係る建築物が一に掲げる建築物以外の場合にあっては、当該建築物の住宅部分の床面積(基準省令第四条第三項

では二〇〇〇円、 モデル共同住宅消費性 能基準に適合している 場合又は仕様基準に適合している 場合にある場合は六〇〇〇円） 3 住宅部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上、〇〇〇平方メートル未満のもの、 二〇八、 （消費性能基準適合図書を提出する場合にある場合は四八〇〇〇円、 モデル共同住宅消費性能基準に適合している場合又は仕様基準に適合している場合にある場合は二〇九〇〇〇円） 4 住宅部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上のもの、 二九八、 （消費性能基準適合図書を提出する場合にある場合は八五〇〇〇円、 モデル共同住宅消費性能基準に適合している場合又は仕様基準に適合している場合にある場合は一六五〇〇〇円） 5 非住宅部分の床面積の合計が三、〇〇〇平方メ	では二〇〇〇円、 モデル共同住宅消費性 能基準に適合している 場合又は仕様基準に適合している 場合にある場合は六〇〇〇円） 3 住宅部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上、〇〇〇平方メートル未満のもの、 二〇八、 （消費性能基準適合図書を提出する場合にある場合は四八〇〇〇円、 モデル共同住宅消費性能基準に適合している場合又は仕様基準に適合している場合にある場合は二〇九〇〇〇円） 4 住宅部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上のもの、 二九八、 （消費性能基準適合図書を提出する場合にある場合は八五〇〇〇円、 モデル共同住宅消費性能基準に適合している場合又は仕様基準に適合している場合にある場合は一六五〇〇〇円） 5 非住宅部分の床面積の合計が三、〇〇〇平方メ
---	---

モデル建築 物消費性能	〇〇〇円、 〇〇〇円、 〇〇〇円、 〇〇〇円、 三九〇、 〇〇〇円 (消費性能 基準適合図 書を提出す る場合にあ つては二八 〇〇〇円)	非住宅部 分の床面積 の合計が一 〇〇〇平方 メートル以 上一、〇〇 〇平方メー トル未満の もの 三九〇、 〇〇〇円
モデル建築 物消費性能	〇〇〇円、 〇〇〇円、 〇〇〇円、 〇〇〇円、 三九〇、 〇〇〇円 (消費性能 基準適合図 書を提出す る場合にあ つては二八 〇〇〇円)	非住宅部 分の床面積 の合計が一 〇〇〇平方 メートル以 上一、〇〇 〇平方メー トル未満の もの 三九〇、 〇〇〇円

8) 非住宅部 分の床面積の合計が二〇〇平方メートル以上、五〇〇平方メートル未満のもの 五五七、〇〇〇円					
(消費性エネルギー適合率) 基準適合率					
9) 非住宅部 分の床面積の合計が五〇〇平方メートル以上、一〇〇〇平方メートル未満のもの 六八六、〇〇〇円					
(消費性エネルギー適合率) 基準適合率					
10) 非住宅部 分の床面積の合計が一〇〇平方メートル以上、二五〇平方メートル未満のもの 八一〇、〇〇〇円					
(消費性エネルギー適合率) 基準適合率					

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号。以下この項において「省令」という。）第十三条の規定による第五号（第九号第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当している旨の証明書の交付	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更（省令第五条のいう。以下この項において同じ。）をしようとする建築物が一戸建ての住宅の場合にあつては、当該建築物の床面積の合計の1及び2に掲げる区分に応じ当該区分に定める額 1 床面積の合計が二〇〇平方メートル未満のもの 一九、〇〇〇円 （仕様基準又は誘導仕様基準に適合するもの）
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号。以下この項において「省令」という。）第十三条の規定による第三号（第七号第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当している旨の証明書の交付	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更（省令第三条のいう。）をしようとする建築物の工場等部分の床面積の合計の1から17までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の工場等以外の部分の床面積の合計の21から27までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額をそれぞれ合算した額
書を提出する場合にある場合は一七〇、〇〇〇円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合にある場合は三九三、〇〇〇円 11 非住宅部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの 九二五、〇〇〇円 （消費性能基準適合図書を提出する場合にある場合は二一三、〇〇〇円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合にある場合は三九三、〇〇〇円）	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更（省令第三条のいう。）をしようとする建築物の工場等部分の床面積の合計の1から17までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の工場等以外の部分の床面積の合計の21から27までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額をそれぞれ合算した額	書を提出する場合にある場合は一七〇、〇〇〇円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合にある場合は三九三、〇〇〇円

合させる場合にあつては、 ○九、五 ・計算併用基準に適合させる場合にあつては、 一四、〇〇 ○〇〇円 2 床面積の合計が二〇〇平方メートル以上のもの 二、 ○〇〇円 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更をしようにする建築物が一に掲げる建築物以外の建築物にあつては、 当該建築物の住宅部分（仕様基準に適合させる場合にあつては、基準省令第一条第二号に規定する住宅部分をいう。）の床面積の合計の1から4までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額、当該建築物の工場等部分の床面積の合計の5から11までに掲げる区分に応じ当該区分に	合させる場合にあつては、 ○九、五 ・計算併用基準に適合させる場合にあつては、 一四、〇〇 ○〇〇円 2 床面積の合計が二〇〇平方メートル以上のもの 二、 ○〇〇円 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更をしようにする建築物が一に掲げる建築物以外の建築物にあつては、 当該建築物の住宅部分（仕様基準に適合させる場合にあつては、基準省令第一条第二号に規定する住宅部分をいう。）の床面積の合計の1から4までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額、当該建築物の工場等部分の床面積の合計の5から11までに掲げる区分に応じ当該区分に
---	---

合させる場合にあつては、 ○九、五 ・計算併用基準に適合させる場合にあつては、 一四、〇〇 ○〇〇円 2 床面積の合計が二〇〇平方メートル以上のもの 二、 ○〇〇円 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更をしようにする建築物が一に掲げる建築物以外の建築物にあつては、 当該建築物の住宅部分（仕様基準に適合させる場合にあつては、基準省令第一条第二号に規定する住宅部分をいう。）の床面積の合計の1から4までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額、当該建築物の工場等部分の床面積の合計の5から11までに掲げる区分に応じ当該区分に	合させる場合にあつては、 ○九、五 ・計算併用基準に適合させる場合にあつては、 一四、〇〇 ○〇〇円 2 床面積の合計が二〇〇平方メートル以上のもの 二、 ○〇〇円 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更をしようにする建築物が一に掲げる建築物以外の建築物にあつては、 当該建築物の住宅部分（仕様基準に適合させる場合にあつては、基準省令第一条第二号に規定する住宅部分をいう。）の床面積の合計の1から4までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額、当該建築物の工場等部分の床面積の合計の5から11までに掲げる区分に応じ当該区分に
---	---

定める額及び 当該建築物の 工場等以外の 部分の床面積 の合計の12か ら18までに掲 げる区分に応 じ当該区分に 定める額をそ れぞれ合算し た額 1 床面積の 合計が三〇〇 〇平方メー トル未満の もの、 三八、 〇〇〇円 (仕様基準 又は誘導仕 様基準に適 合させる場 合にあつて は一八、〇 〇〇円、仕 様・計算併 用基準に適 合させる場 合にあつて は三一、五 〇〇円、仕 様・計算併 用基準に適 合させる場 合にあつて は四七、五 〇〇円) 3 床面積の 合計が二一 〇〇〇平方 メートル以 上五、〇〇 〇平方メー トル未満の もの、 一〇八、 五〇〇円 (仕様基準 又は誘導仕 様基準に適 合させる場	2 床面積の 合計が三〇 〇平方メー トル以上二 〇〇〇平方 メートル未 満のもの、 六二、 五〇〇円 (仕様基準 又は誘導仕 様基準に適 合させる場 合にあつて は二八、〇 〇〇円)
--	---

41	合計が五、 〇〇〇〇平方 メートル以 上のもの 一五五、 五〇〇円 (仕様基準 又は誘導仕 様基準に適 合させる場 合にあつて は八二、一 五〇円)	合にあつて は五七、〇 〇〇円、仕 様・計算併 用基準に適 合させる場 合にあつて は八二、一 五〇円)	51	工場等部 分の床面積 の合計が三 〇〇平方メ ートル未満 のもの 一、一〇〇 五〇〇円 (モデル建 築物消費性 能基準に適 合させる場 合にあつて は二〇、一 五〇円)	61	工場等部 分の床面積 の合計が三 〇〇平方メ ートル以上 一、〇〇〇 平方メート ル未満のも の 一七、〇〇 〇円 (モデル建 築物消費性 能基準に適 合させる場 合にあつて は二〇、一 五〇円)	71	工場等部 分の床面積 の合計が一 〇〇〇平方
----	--	--	----	--	----	---	----	---------------------------------

1	工場等部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの	二	工場等部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上一、〇〇〇平方メートル未満のもの	三	工場等部分の床面積の合計が一〇〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
---	-----------------------------	---	--	---	---

[illegible]

メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの 二二、五〇〇円 (モデル建 築物消費性 能基準に適合している 場合にある 場合は二、〇〇〇円) 工場等部分の床面積の合計が二〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの 五、〇〇〇円 (モデル建 築物消費性 能基準に適合している 場合にある 場合は四、五〇〇円)	メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの 二二、五〇〇円 (モデル建 築物消費性 能基準に適合している 場合にある 場合は二、〇〇〇円) 工場等部分の床面積の合計が二〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの 五、〇〇〇円 (モデル建 築物消費性 能基準に適合している 場合にある 場合は四、五〇〇円)	メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの 二二、五〇〇円 (モデル建 築物消費性 能基準に適合している 場合にある 場合は二、〇〇〇円) 工場等部分の床面積の合計が二〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの 五、〇〇〇円 (モデル建 築物消費性 能基準に適合している 場合にある 場合は四、五〇〇円)	メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの 二二、五〇〇円 (モデル建 築物消費性 能基準に適合している 場合にある 場合は二、〇〇〇円) 工場等部分の床面積の合計が二〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの 五、〇〇〇円 (モデル建 築物消費性 能基準に適合している 場合にある 場合は四、五〇〇円)
---	---	---	---

[illegible]

合して いる場 合にあ つては 七七、 五〇〇 円)	4	工場等 以外の 部分の 床面積 の合計 が二、 〇〇平 方メー トル以 上五、 〇〇平 方メー トル未 満のも の	278、	五〇〇円 (モデル 建築物 消費性 能基準 に適合 している 場合に あつて は一二 五〇〇 円)	5	工場等 以外の 部分の 床面積 の合計 が五、 〇〇平 方メー トル以 上一〇 、〇〇 平方メ ートル 未満の もの	343、	五〇〇円 (モデル 建築物 消費性 能基準 に適合 している 場合に あつて は一六 三〇〇 円)	6	工場等 以外の 部分の 床面積 の合計 が一〇 、〇〇 平方メ ートル 以上二 五、〇 〇平方 メー トル未 満のも の	405、	五〇〇円 (モデル 建築物 消費性 能基準 に適合 している 場合に あつて は一六 三〇〇 円)	7	工場等 以外の 部分の 床面積 の合計 が二五 、〇〇 平方メ ートル 以上	7	工場等 以外の 部分の 床面積 の合計 が二五 、〇〇 平方メ ートル 以上	15	工場等 以外の 部分の 床面積 の合計 が二、 〇〇平 方メー トル以 上五、 〇〇平 方メー トル未 満のも の	290、	五〇〇円 (モデル 建築物 消費性 能基準 に適合 している 場合に あつて は一二 五〇〇 円)	16	工場等 以外の 部分の 床面積 の合計 が五、 〇〇平 方メー トル以 上一〇 、〇〇 平方メ ートル 未満の もの	358、	五〇〇円 (モデル 建築物 消費性 能基準 に適合 している 場合に あつて は一七 三〇〇 円)	17	工場等 以外の 部分の 床面積 の合計 が一〇 、〇〇 平方メ ートル 以上二 五、〇 〇平方 メー トル未 満のも の	423、	五〇〇円 (モデル 建築物 消費性 能基準 に適合 している 場合に あつて は一二 五〇〇 円)	18	工場等 以外の 部分の 床面積 の合計 が二五 、〇〇 平方メ ートル 以上	18	工場等 以外の 部分の 床面積 の合計 が二五 、〇〇 平方メ ートル 以上
--	---	---	------	--	---	--	------	--	---	---	------	--	---	---	---	---	----	---	------	--	----	--	------	--	----	---	------	--	----	---	----	---

省令第二十八条の規定による計画の変更が第二十五条の軽微な変更に該当している旨の証明書の交付	建築物エネルギー消費性能向上計画軽微な変更該当証明書交付手数料	上のもの 四八二、 五〇〇円 (モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は二四〇、五〇〇円)
省令第二十九条の規定による計画の変更が第二十六条の軽微な変更に該当している旨の証明書の交付	建築物エネルギー消費性能向上計画軽微な変更該当証明書交付手数料	上のもの 四六二、 五〇〇円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合は二三〇、五〇〇円)

〇〇〇円	(誘導基準)	適合図書を提出する場合にあつては二、五〇〇円、誘導仕様基準に適合させる場合にあつては一〇、五〇〇円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては一五、五〇〇円)	二 建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更をしようとする建築物が一に掲げる建築物以外の建築物にあつては、当該建築物の住宅部分(基準省令第十条する住宅部分をいう。1から4までにおいて同じ。)の床面積(基準省令第十三条第三項第二号に規定する評価値による評価により認定又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和四年経済産業・国土交通省令第一号)附則第二項又は第六項の規定によりなお従前の例によることとされる同省令による改正前の基準省令第四条第三項第二号に規定する数値による評価により認定を受けようとする場合にあつては、住戸の部分のみの床面
------	--------	--	--

は 一、〇	合 にあつて	提 出する場	適 合図書	（誘導基準）	五〇〇円	六三、	満 の もの	メ ートル未	〇〇〇平方	トル以上二	〇平方メー	合計が三〇	の床面積の	2 住宅部分	八、〇〇〇	あつては二	せる場合に	準に適合さ	計算併用基	誘導仕様・	〇〇〇円、	では一八、	場合にあつ	適合させる	仕様基準に	〇円、誘導	は五、〇〇	合にあつて	提出する場	適 合図書	（誘導基準）	〇〇〇円	三、	もの	トル未満の	〇平方メー	合計が三〇	1 住宅部分	の床面積の	した額	それぞれ合算	に定める額を	応じ当該区分	掲げる区分に	から11までに	含む。）の5	に係るものを	更しない部分	けた部分で変	画の認定を受	（既に当該計	床面積の合計	非住宅部分の	当該建築物の	定める額及び	じ当該区分に	げる区分に應	ら4までに掲	む。）の1か	係るものを含	しない部分に	た部分で変更	の認定を受け	既に当該計画	積）の合計（
----------	-----------	-----------	----------	--------	------	-----	--------------	-----------	-------	-------	-------	-------	-------	------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	----------	--------	------	----	----	-------	-------	-------	------------	-------	-----	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

2. 〇〇円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にある場合は二〇、五〇〇円	3. 住宅部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの 一〇八、五〇〇円	4. 住宅部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上一五五、五〇〇円	5. 誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にある場合は四四、五〇〇円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にある場合は四七、五〇〇円
--	--	---	---

[illegible]

1 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの 一五〇〇円 (誘導基準 適合図書を提出する場合 合にあっては四六、〇〇〇円) 2 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上一、〇〇〇平方メートル未満のもの 一五一、〇〇〇円 (誘導基準 適合図書を提出する場合 合にあっては八、五〇〇円) 3 非住宅部分の床面積の合計が一〇〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの 一九五、〇〇〇円 (誘導基準 適合図書を提出する場合 合にあっては四、〇〇〇円) 住宅建築物のモデル建	1 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの 一五〇〇円 (誘導基準 適合図書を提出する場合 合にあっては四六、〇〇〇円) 2 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上一、〇〇〇平方メートル未満のもの 一五一、〇〇〇円 (誘導基準 適合図書を提出する場合 合にあっては八、五〇〇円) 3 非住宅部分の床面積の合計が一〇〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの 一九五、〇〇〇円 (誘導基準 適合図書を提出する場合 合にあっては四、〇〇〇円) 住宅建築物のモデル建
--	--

建築物誘導基準等に適合している場合であつては	八〇、五〇〇円	8	非住宅部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの	二九〇、五〇〇円	(誘導基準)	適合図書を提出する場合にあつては四四、五〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準等に適合している場合であつては	一三〇、五〇〇円	9	非住宅部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上一〇、〇〇〇平方メートル未満のもの	三五八、〇〇〇円	(誘導基準)	適合図書を提出する場合にあつては七〇、五〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準等に適合している場合であつては	一七〇、五〇〇円	10	非住宅部分の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの	四二三、〇〇〇円
建築物誘導基準等に適合している場合であつては	七七、五〇〇円	4	非住宅部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの	二七八、五〇〇円	(誘導基準)	適合図書を提出する場合にあつては四二、五〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準等に適合している場合であつては	一二五、〇〇〇円	5	非住宅部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上一〇、〇〇〇平方メートル未満のもの	三四三、〇〇〇円	(誘導基準)	適合図書を提出する場合にあつては六七、五〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準等に適合している場合であつては	一六三、五〇〇円	6	非住宅部分の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの	四〇五、〇〇〇円

別表第一（第十一条関係）
入園料

備考 (略)	大学生及びこれに準ずる者				区分
	その他一五歳以上の者(中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者を除く。)	一人一回 三五〇円	(略)		個人
		一人一回 二五〇円	(略)		団体(二人以上の場合とする。)
		一人一回 二五〇円	(略)		他施設との共通券による場合

区分	個人	団体（二人以上の場合とする。）	他施設との共通券による場合
小学校児童、中学校生徒及びこれらに準ずる者	一人一回 一〇〇円	一人一回 八〇円	
高等学校生徒及びこれに準ずる者	一人一回 一五〇円	一人一回 一〇〇円	
大学生及びこれに準ずる者	（略）	（略）	（略）
その他一五歳以上の者	一人一回 二六〇円	一人一回 二〇〇円	一人一回 二〇〇円

備考（略）

)

を次のように改正する。

に改正する。

改正後		別表(第二条関係)		改正前	
		別表(第二条関係)		別表(第二条関係)	
区分	人工授精料	料	精液料(二回分)	区分	人工授精料
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
肉用種	A第一級	七、四〇〇円	A第一級	肉用種	A第一級
雄牛	八、五八〇円		一、六五〇円	雄牛	八、五八〇円
	A第二級		一、三〇〇円		A第二級
	八、一〇〇円				八、一〇〇円
	B級				B級
	七、六二〇円		六七〇円		七、六二〇円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
摘要	(略)	(略)	(略)	摘要	(略)

うに改正する。

に改正する。

改正後		改正前	
附則		附則	
1―8 (略)		1―8 (略)	
9 平成二十三年五月一日から令和十年三月三十一日までの間は、福山港に係る地区で知事が別に定めるものの岸壁、荷役機械、荷さばき地及び上屋の通常使用による場合の係船料及び使用料の金額は、別表第二国際拠点港湾及び重要港湾の表の規定にかかわらず、次の表に規定する金額とする。		9 平成二十三年五月一日から令和七年三月三十一日までの間は、福山港に係る地区で知事が別に定めるものの岸壁、荷役機械、荷さばき地及び上屋の通常使用による場合の係船料及び使用料の金額は、別表第二国際拠点港湾及び重要港湾の表の規定にかかわらず、次の表に規定する金額とする。	
10 (略)	(略)	10 (略)	(略)

(広島県警察関係手数料条例の一部改正)

第六条 広島県警察関係手数料条例（平成十二年広島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(手数料の免除)				(手数料の免除)			
第四条 知事は、第一号から第四号までのいずれかに該当する場合は道路使用許可申請手数料及び道路使用許可証再交付手数料を、第五号又は第六号に該当する場合は自動車保管場所証明書交付手数料を、第七号に該当する場合は免許証再交付手数料を、第八号に該当する場合は知事が認める手数料を免除することができる。				第四条 知事は、第一号から第四号までのいずれかに該当する場合は道路使用許可申請手数料及び道路使用許可証再交付手数料を、第五号又は第六号に該当する場合は自動車保管場所証明書交付手数料、保管場所標章交付手数料（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）第四条第一項ただし書の申請に併せて同法第六条第一項の保管場所標章の交付を申請する場合を除く。）及び保管場所標章再交付手数料を、第七号に該当する場合は免許証再交付手数料を、第八号に該当する場合は知事が認める手数料を免除することができる。			
一一八 (略)				一一八 (略)			
第六条 (適用除外)				第六条 (適用除外)			
一一四 (略)				一一四 (略)			
五 保管場所標章交付手数料				五 保管場所標章交付手数料			
六 保管場所標章再交付手数料				六 保管場所標章再交付手数料			
別表（第二条関係）		別表（第二条関係）		別表（第二条関係）		別表（第二条関係）	
法律名	事務の区分	手数料の名称	金額	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
自動車保管法の第四条第一項に規定する保管場所の確保等に関する法律	自動車保管場所の確保を証する書面の交付	自動車保管場所証明書交付手数料	二、三〇〇円	自動車保管法の第四条第一項に規定する保管場所の確保を証する書面の交付	自動車保管場所証明書交付手数料	自動車保管場所標章再交付手数料	二、一〇〇円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	法第六条第一項（法	保管場所標章		五五〇円

(以下この項において「法」といふ。)		
(以下この項において「法」といふ。)		
第七條第二項（法第十三條第四項及び法附則第八項において準用する場合を含む。）、法第十三條第四項及び法附則第八項において準用する場合を含む。）の規定による保管場所標章の交付	交付手数料	
法第六條第三項（法第七條第二項（法第十三條第四項及び法附則第八項において準用する場合を含む。）、法第十三條第四項及び法附則第八項において準用する場合を含む。）の規定による保管場所標章の再交付	保管場所標章再交付手数料	五五〇円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は令和七年四月十四日から施行する。

（経過措置）

2 第六条の規定による改正後の広島県警察関係手数料条例第四条の規定の施行の際に自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）第六条第一項に規定する同法第四条第一項ただし書の政令で定める通知が行われている場合における保管場所標章交付手数料については、なお従前の例による。